

# 稚内市過疎地域持続的発展市町村計画

令和8年度～令和12年度

北海道稚内市

# 目 次

## 第1. 基本的な事項

1. 稚内市の概況 .....	1
2. 人口及び産業の推移と動向 .....	4
3. 行財政の状況 .....	7
4. 地域の持続的発展の基本方針 .....	9
5. 地域の持続的発展のための基本目標 .....	11
6. 計画の達成状況の評価 .....	13
7. 計画期間 .....	13
8. 公共施設等総合管理計画との整合 .....	13

## 第2. 施策に関する事項

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点 .....	14
(2) その対策 .....	14
(3) 事業計画 .....	16
2. 産業の振興	
(1) 現況と問題点 .....	16
(2) その対策 .....	20
(3) 事業計画 .....	27
(4) 産業振興の促進 .....	30
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	30
3. 地域における情報化	
(1) 現況と問題点 .....	30
(2) その対策 .....	31
(3) 事業計画 .....	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	32
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点 .....	32
(2) その対策 .....	33
(3) 事業計画 .....	34

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	35
<b>5. 生活環境の整備</b>	
(1) 現況と問題点 .....	35
(2) その対策 .....	37
(3) 事業計画 .....	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	42
<b>6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進</b>	
(1) 現況と問題点 .....	43
(2) その対策 .....	44
(3) 事業計画 .....	48
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	50
<b>7. 医療の確保</b>	
(1) 現況と問題点 .....	50
(2) その対策 .....	51
(3) 事業計画 .....	51
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	52
<b>8. 教育の振興</b>	
(1) 現況と問題点 .....	52
(2) その対策 .....	54
(3) 事業計画 .....	58
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	60
<b>9. 集落の整備</b>	
(1) 現況と問題点 .....	61
(2) その対策 .....	61
(3) 事業計画 .....	62
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	62
<b>10. 地域文化の振興等</b>	
(1) 現況と問題点 .....	63
(2) その対策 .....	63
(3) 事業計画 .....	65
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	65

<b>11. 再生可能エネルギーの利用の推進</b>	
(1) 現況と問題点 .....	66
(2) その対策 .....	67
(3) 事業計画 .....	68
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	68
<b>12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b>	
(1) 現況と問題点 .....	69
(2) その対策 .....	69
(3) 事業計画 .....	70
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	70

### **第3. 資料**

1. 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分 .....	71
---	----



本市の歴史は、先住のアイヌの人々との生活文化とともに、貞享2年(1685年)松前藩が宗谷場所を開設したのに始まる。明治12年に「宗谷」に郡役所・戸長役場が置かれ、明治33年に1級町村制の施行により稚内村、抜海村及び声問村をもって稚内村となった。翌年、町制施行により稚内町となり、昭和24年から市制を施行している。一方、明治42年に2級町村制を施行した宗谷村は大正13年の猿払村の分離を経て、昭和30年、稚内市への編入により現在の稚内市となった。

本市は、ロシア連邦サハリン州(旧樺太)との交わりが深く、昭和20年まで定期航路で結ばれており、その玄関口となっていた。平成7年には途絶えていたサハリン州との定期航路が復活し、ロシア船やチャーター便での運航を経て、平成11年からは日本の民間企業による運航が開始され、経済交流や人的交流などが盛んに行われてきたが、平成27年度に運航会社が航路から撤退し、その後、官民出資による新たな運航会社を設立し運航を継続してきたものの、令和元年度からは運航休止となっている。現在は、これまで培ってきたサハリン州との繋がりを継続させるため、官民が一体となって様々な手法による検討を行っている。

本市の産業は、水産及び水産加工を中心に、農業、観光の3本柱を基幹産業としている。

水産については、北洋漁業を中心とした水産業の進展により、わが国有数水産都市としての基盤を築いてきたが、昭和52年の200海里漁業専管水域の設定により北洋を中心とした沖合底引き漁業から、地先海面の生産力を最大限に活用した「つくり育てる」資源管理型漁業へとその主軸が変化している。

農業は、昭和20年代後半から、それまでの畑作農業から酪農業へと転換を図り、現在は草地型の専業農家がほとんどを占め、水産業と並ぶ我が国における食料供給基地として地域経済の発展に寄与している。

観光は、利尻礼文サロベツ国立公園の玄関口として、また「最北端の都市」として古くから注目されているが、多様化するニーズに対応するため、新たな観光資源の開発に努めるとともに、近隣市町村との連携を図り観光客の取り込みに努めている。

また、地場産品そのものや、それを加工した製品を、より付加価値の高い「稚内ブランド」として認定し、地域加工業の発展に努めるとともに、林業においては国土保全の観点からも重要な豊かな森林の造成に努めている。

商業については、地理的条件から独立した経済生活圏を有している。商店街の活性化や購買力の向上に向け、商業環境の整備を図っている。

少子高齢化や人口減少、新型コロナウイルス感染症の影響による社会環境の変化や地域経済の低迷(コロナ禍)など、本市を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるものの、「第5次稚内市総合計画(2019年度から2028年度)」や各種個別計画に基づき、地域づくりの基盤となる基本的な施策を着実に進め、市民・事業者・行政が一体となり地域の活性化の推進に取り組んでいる。

## (2) 過疎の状況

国勢調査結果によると、本市の人口は、昭和45年の人口54,493人との比較では、平成17年41,592人（減少率23.7%）、平成22年39,595人（同27.3%）、平成27年36,380人（同33.2%）と減少の一途を辿っており、令和2年は33,563人で、20,930人の減少、減少率は38.4%となっている。

こうした人口減少は、昭和52年の200海里漁業専管水域の設定が大きな要因となっており、水産業のみならず、関連業種を含めて大きな打撃を受けたことによるものである。また、その後の産業構造の転換が進まず若者の就労場所が不足したこと、さらに都市圏と比較して社会・生活基盤の整備が遅れたことなども要因の一つと考えられる。

## (3) 社会経済的発展の方向の概要

近年の社会経済を取り巻く情勢は、持続する物価高による市民生活への影響が懸念される中、高齢化の急速な進行と担い手不足による産業や集落の衰退、さらには、気候変動が及ぼす資源育成環境の変化のほか、地震や集中豪雨といった自然災害の頻発など、私たちの暮らしに関わる課題は多岐にわたっている。一方、5G（第5世代移動通信システム）などの高度な情報通信技術の社会実装や、AI・IoTといったデジタル技術の発展により、テレワークやワーケーションといった“働き方”に対する選択肢が増えたことに伴い、私たちの“暮らし”に対する価値観も多様化し、田園回帰など、移住・定住への関心の高まりとあいまって、「都市」から「地方」への動きが活発になりつつある。

これまで本市の発展に大きく寄与してきた漁業・水産業において、水産資源の管理・拡大、安定した操業体制の確立、漁業生産力の向上を図るとともに、我が国の食料供給の一躍を担ってきた農業においても、生産基盤の強化や農業経営の安定化を促進するほか、衛生管理体制の向上に努めることにより、安全・安心に加え、高品質・高付加価値な魅力あふれる農水産物の供給を推進する。第一次産業が本市の基幹産業として将来にわたり発展していくために、後継者や担い手の育成・確保はもとより、デジタル技術の応用による就業環境の改善に取り組むとともに、自然の恩恵を享受している責務としてその保全に努め、魅力と活力あふれる農山漁村の創出を目指していく。

また、本市の地理的優位性や様々な資源を魅力ある観光資源として広く発信し、国内外からの観光客誘致を推進していくため、より効果的・戦略的なプロモーションの実施について検討を進めていくとともに、近隣自治体や関係団体等と連携し、奥行きのある観光地づくりを進めていく。

過疎地域での暮らしを持続的に発展させていくためには、これまでの過疎対策を継続しつつ、基幹産業を核とした地域経済基盤の強化を進めていくとともに、Society5.0の実現やSDGsの達成に向け動き続ける社会経済環境の変化にも多彩に対応しながら、就業の安定と雇用の確保を図り、この地域で暮らす私たち自身が心の豊かさを実感し、いつまでも安心して暮らしていきたいという思いを持ち続けられる地域社会の形成を目指していく。

## 2. 人口及び産業の推移と動向

### (1) 人口

本市の人口は、昭和 24 年の市制施行以来、順調に増加の一途を辿ったが、国勢調査における人口比較では、昭和 50 年の 55,464 人をピークに人口減少が始まると、令和 2 年では 33,563 人となっており、45 年間で 21,901 人(減少率 39.5%)の大幅な人口減となっている。これは、生産年齢人口(15 歳から 64 歳)の市外転出が一つの要因と考えられる。

年齢階層別人口の推移をみると、国勢調査における年少人口(0 歳から 14 歳)は、昭和 55 年以降毎回 10%を超える極めて高い減少率を示している。これは、出生率の低下による少子化と生産年齢人口の市外転出が主たる要因と考えられる。

また、生産年齢人口は昭和 50 年の 37,531 人をピークに減少が始まり、令和 2 年では 18,920 人と 45 年間で 18,611 人(減少率 49.6%)の減少となっている。中でも、若年者人口(15 歳から 29 歳)は、同期間において 9,668 人(減少率 71.2%)の大幅な減少となっており、これは、進学や就職を機とした若者の都市部への流出が大きな要因と考えられる。

高齢者人口(65 歳以上)は、若年者人口、生産年齢人口の減少とは逆に、各調査年において増加しており、令和 2 年の高齢化率(全人口に占める 65 歳以上の割合)は 32.8%に及んでいる。

住民基本台帳による人口の推移をみると、昭和 39 年 12 月 31 日現在の住民基本台帳人口 58,223 人をピークに減少傾向となり、令和 7 年 3 月 31 日現在では 29,187 人と約 65 年間で 29,036 人(減少率 49.9%)、平成 12 年 3 月 31 日現在の 43,760 人と比べても 14,573 人(減少率 33.3%)の減少となっている。総人口に対する男女別構成比は、令和 7 年 3 月 31 日現在で男性が 49.9%、女性が 50.2%と、平成 12 年からほぼ変わらず推移している。

以上のように本市の年齢階層別人口は、若年者人口及び生産年齢人口が減少傾向を示す一方で、高齢者人口は年々増加を続けており、少子高齢化が急速に進んでいることを示している。

これまでも、安心して子どもを生み育てられる環境の整備・充実など少子化対策を中心に人口減少に歯止めをかけるべく取組を進めている。今後も取組を継続するとともに、安定した雇用の場の確保など幅広い施策を通じて、生産年齢人口や年少人口の増加に努める必要がある。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

(単位:人・%)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	51,113	-	51,539	0.8	54,493	5.7	55,464	1.8	53,471	△ 3.6
0歳~14歳	17,723	-	16,238	△ 8.4	15,408	△ 5.1	14,992	△ 2.7	13,108	△ 12.6
15歳~64歳	31,525	-	33,230	5.4	36,643	10.3	37,531	2.4	36,838	△ 1.8
うち15歳~29歳(a)	14,843	-	14,239	△ 4.1	14,710	3.3	13,570	△ 7.7	11,776	△ 13.2
65歳以上(b)	1,865	-	2,071	11.0	2,442	17.9	2,935	20.2	3,525	20.1
(a) / 総 数 若 年 者 比 率 (%)	29.0	-	27.6	-	27.0	-	24.5	-	22.0	-
(b) / 総 数 高 齢 者 比 率 (%)	3.6	-	4.0	-	4.5	-	5.3	-	6.6	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	51,854	△ 3.0	48,232	△ 7.0	45,754	△ 5.1	43,774	△ 4.3	41,592	△ 5.0
0歳~14歳	11,700	△ 10.7	9,378	△ 19.8	7,670	△ 18.2	6,277	△ 18.2	5,393	△ 14.1
15歳~64歳	35,998	△ 2.3	33,922	△ 5.8	31,952	△ 5.8	29,945	△ 6.3	27,568	△ 7.9
うち15歳~29歳(a)	10,346	△ 12.1	9,357	△ 9.6	8,554	△ 8.6	7,751	△ 9.4	6,448	△ 16.8
65歳以上(b)	4,156	17.9	4,932	18.7	6,132	24.3	7,552	23.2	8,631	14.3
(a) / 総 数 若 年 者 比 率 (%)	20.0	-	19.4	-	18.7	-	17.7	-	15.5	-
(b) / 総 数 高 齢 者 比 率 (%)	8.0	-	10.2	-	13.4	-	17.3	-	20.8	-

区 分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	39,595	△ 4.8	36,380	△ 8.1	33,563	△ 7.7
0歳~14歳	4,807	△ 10.9	4,304	△ 10.5	3,484	△ 19.1
15歳~64歳	25,125	△ 8.9	21,570	△ 14.1	18,920	△ 12.3
うち15歳~29歳(a)	5,318	△ 17.5	4,328	△ 18.6	3,902	△ 9.8
65歳以上(b)	9,663	12.0	10,505	8.7	11,025	5.0
(a) / 総 数 若 年 者 比 率 (%)	13.4	-	11.9	-	11.6	-
(b) / 総 数 高 齢 者 比 率 (%)	24.4	-	28.9	-	32.9	-

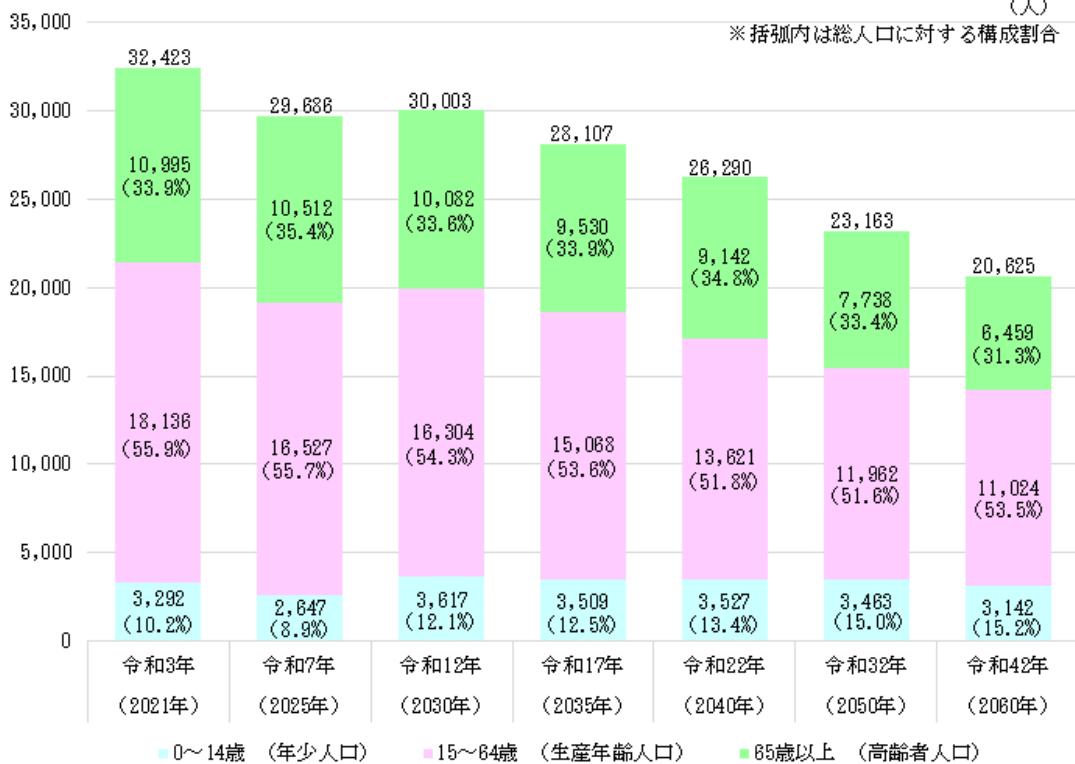
表 1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

(単位:人・%)

区 分	平成12年3月31日			平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	43,760	-	-	41,625	-	△ 4.9	39,005	-	△ 6.3
男	21,611	49.4	-	20,519	49.3	△ 5.1	19,129	49.0	△ 6.8
女	22,149	50.6	-	21,106	50.7	△ 4.7	19,876	51.0	△ 5.8

区 分	平成27年3月31日			令和3年3月31日			令和7年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	36,169	-	△ 7.3	32,152	-	△ 11.1	29,187	-	△ 9.2	
男 (外国人住民除く)	17,759	49.1	△ 7.2	15,914	49.5	△ 10.4	14,551	49.9	△ 8.6	
女 (外国人住民除く)	18,410	50.9	△ 7.4	16,238	50.5	△ 11.8	14,636	50.2	△ 9.9	
参 考	男(外国人住民)	81	26.8	-	128	28.8	58.0	253	36.0	97.7
考	女(外国人住民)	221	73.2	-	317	71.2	43.4	450	64.0	42.0

表 1-1 (3) 人口の見直し



注 1：令和 3 年（2021 年）及び令和 7 年（2025 年）は各年 9 月末の住民基本台帳の人口

注 2：令和 12 年（2030 年）以降は「稲内市人口ビジョン」による目標数値

## (2) 産業

本市の産業構造を就業人口比の推移でみると、人口ピーク時の昭和 50 年で総体の 18.7% を占めていた漁業を中心とする第一次産業が、45 年後の令和 2 年では 10.1% 減の 8.6% となる一方、小売・卸売業等を中心とする第三次産業が 13.1% 増の 68.4% となっている。人口減少により全産業において減少傾向がみられ、若年者人口の都市部への流出や第一次産業の高齢化など、産業構造自体が大きく変化しているといえる。

産業別でみると、第一次産業の就業人口比率は、昭和 50 年の 18.7% から 5 年後には 15.1% と大幅に減少し、その後も減少を続けて令和 2 年では 8.6% となっている。これは、昭和 52 年以降の 200 海里漁業専管水域設定により、漁業就業人口が大きく減少したことに加え、農業、林業の就業者も減少していることによる。生産額に関しては、農業は近年の肉牛販売価格の上昇もあり増加傾向で推移しており、漁業においては昭和 55 年以降、減少傾向となっている。

第二次産業は大きく建設業と製造業に分かれ、その就業人口は、昭和 35 年以降は概ね 25% ～27% で推移していたが、令和 2 年には 21.4% まで減少している。これは、昭和 50 年以降の漁業の衰退による製造業への影響と、近年の公共工事の縮小による建設業への影響である。工業製造品出荷額はピーク時で平成 3 年に約 780 億円となっていたものの、それ以降

は減少傾向が続き、令和元年で約 564 億円まで減少しており、食料品製造業の低迷が原因と考えられる。

第三次産業の就業人口比率は、昭和 50 年以降は上昇しており、令和 2 年には 68.4%となっている。また、商業の小売店舗数は、昭和 63 年まで大きな変化が認められなかったものの、それ以降は減少傾向となっており、令和 3 年までの約 35 年間で 413 店舗減少している。一方、小売業の販売額は、平成 28 年で約 560 億円と平成 11 年と比べると 16.1%減少しており、インターネット購買等の普及が原因と考えられる。

表 1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査) (単位:人・%)

区 分	昭和35年(1960年)		昭和40年(1965年)		昭和45年(1970年)		昭和50年(1975年)		昭和55年(1980年)	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	21,773	-	22,047	1.3	25,497	15.6	26,239	3.1	26,206	△ 0.3
第一次産業就業人口比率	29.8	-	21.8	-	18.4	-	18.7	-	15.1	-
第二次産業就業人口比率	25.4	-	27.2	-	26.2	-	25.8	-	26.5	-
第三次産業就業人口比率	44.8	-	51.0	-	55.3	-	55.3	-	58.4	-
分類不能	0.0	-	0.0	-	0.1	-	0.2	-	0.0	-

区 分	昭和60年(1985年)		平成2年(1990年)		平成7年(1995年)		平成12年(2000年)		平成17年(2005年)	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	25,531	△ 2.6	24,347	△ 4.6	24,644	1.2	23,557	△ 4.4	21,523	△ 8.6
第一次産業就業人口比率	14.0	-	11.3	-	10.0	-	8.6	-	7.9	-
第二次産業就業人口比率	26.2	-	26.3	-	27.0	-	25.9	-	23.4	-
第三次産業就業人口比率	59.8	-	62.4	-	63.0	-	65.2	-	67.9	-
分類不能	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.3	-	0.8	-

区 分	平成22年(2010年)		平成27年(2015年)		令和2年(2020年)	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	18,473	△ 14.2	16,928	△ 8.4	16,459	△ 2.8
第一次産業就業人口比率	7.7	-	7.6	-	8.6	-
第二次産業就業人口比率	20.0	-	20.0	-	21.4	-
第三次産業就業人口比率	63.9	-	66.6	-	68.4	-
分類不能	8.4	-	5.8	-	1.6	-

### 3. 行財政の状況

我が国の経済は、持続的な物価高により、社会経済環境に大変厳しい試練を与えている一方で、デジタル技術を活用した多様な働き方やビジネスモデルの変化をはじめ、環境問題への意識の高まりや、都市から地方への流れを加速させるなど、未来への前向きな変化として大きく動き始めている。

住民にとってより身近な存在である基礎自治体として、これまでも物価高対策としては、

出来る限り住民や事業者等、個々の状況に配慮しながら、きめ細やかな取組を進めてきたところであり、引き続き地域経済や雇用の安定確保を図りながら、住み慣れたまちでいつまでも安心して暮らしていけるよう、行財政の運営のあたっては、その健全性や持続性を堅持しつつ、地域の課題解決や発展に資する施策に対しては機動的な取組を進めてきた。

私たちの暮らしに欠かすことの出来ないインフラ等の整備状況については、水道普及率や水洗化率は全道平均より高い数字となっているが、市町村道の整備はやや遅れている状況にあり、今後も計画的な整備に努める必要がある。

コロナ禍により浮膨となったデジタル化への遅れは、今後の我が国全体のデジタル化に対する意識を一変させると同時に、地域の持続的な発展への糸口の一つとして、様々な課題解決への利活用が期待されており、国や北海道とも歩調を合わせつつ、利用者となる住民等にデジタル格差が生じないよう十分な配慮が求められる。

また、宗谷圏域においても少子高齢化や生産年齢人口の減少が深刻化している中、圏域全体の地方創生の実現に向け、「宗谷定住自立圏」として地域間の連携を一層深めていくことが必要不可欠となっている。広域連携としては、これまで各地域の持つ魅力ある観光資源を結ぶことによる、点から面へと奥行きある「観光地」を創出し、国内外からの誘客に取り組んできたが、戦略的かつ効果的に進めていく必要がある。さらには、地域特性である「風」を活かした再生可能エネルギーの積極的な利活用を図るため、再生可能エネルギーの地産地消や地域エネルギー会社の設立支援を進めるとともに、2050年に二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、脱炭素社会の実現に向け取組を強化する。

過疎地域からの脱却、そして持続的な発展を目指していくためには、様々な施策実施の基盤となる安定した財政運営が求められるところであり、本市の財政については、歳入面では、ふるさと納税や企業版ふるさと納税など、新しい取組を進めているものの、地方交付税の大幅な減少、また長引く景気低迷による市税収入の減少が見込まれる。一方で、歳出面では扶助費などの社会保障関係費や、老朽化した公共施設の維持・補修に係る経費のほか、宗谷医療圏における急性期医療を担う病院事業に対する繰出金の増加が見込まれ、財政状況はさらに厳しさを増すことが予想される。

このような状況を踏まえ、令和2年度には各施設の「個別施設計画」を策定し、令和3年度には、「公共施設等総合管理計画」の改訂を進めているほか、毎年度の予算編成においては、国が策定する「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」を参考に、市政運営における経営方針を作成し、EBPMの推進の観点から、エビデンスによって効果が裏付けられた政策評価や、重点的に取り組むべき施策の方向性、見直し事項を明らかにするとともに、PDCAサイクルによる手法も取り入れながら、ワイズスペンディングの徹底など、健全性と機動性を両立させた計画的な財政運営を推進していく。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	23,059,923	25,010,095	24,227,827	33,745,262	30,183,168
一般財源	15,451,371	15,688,193	16,002,266	15,708,952	16,656,476
国庫支出金（一財除く）	1,928,884	4,021,852	2,909,072	6,958,501	3,252,876
都道府県支出金（一財除く）	940,603	1,157,334	1,241,942	1,571,030	1,209,208
地方債（一財除く）	1,294,300	1,710,800	1,373,400	2,077,000	2,950,700
うち過疎対策事業債	893,900	806,700	667,300	857,700	755,900
その他	3,444,765	2,431,866	2,701,147	7,429,779	6,113,908
歳出総額 B	22,880,765	24,679,435	23,913,350	33,448,927	29,651,955
義務的経費	9,480,102	9,877,910	10,187,142	9,389,427	9,531,087
投資的経費	3,371,436	5,225,666	2,397,392	3,941,083	4,758,539
うち普通建設事業	3,371,436	5,225,666	2,106,654	3,849,507	4,723,662
その他	10,029,227	9,575,859	11,328,816	20,118,417	15,362,329
過疎対策事業費	5,180,395	7,109,203	4,530,267	6,112,047	8,175,878
歳入歳出差引額 C (A - B)	179,158	330,660	314,477	296,335	531,213
翌年度へ繰越すべき財源 D	24,453	52,478	29,942	23,044	290,527
実質収支 C - D	154,705	278,182	284,535	273,291	240,686
財政力指数	0.388	0.351	0.372	0.402	0.414
公債費負担比率 (%)	17.5	21.1	21.2	15.9	14.0
実質公債費比率 (%)	17.6	17.4	14.6	11.3	10.8
起債許可制限比率 (%)	12.2	13.0	11.4	6.2	7.1
経常収支比率 (%)	91.1	87.9	92.1	89.8	92.7
将来負担比率 (%)	-	105.2	58.5	58.6	45.4
地方債現在高	29,764,774	28,493,476	25,069,582	24,589,027	24,850,956

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	令和6年度末
市町村道						
改良率 (%)	23.8	52.7	56.5	58.3	59.5	61.7
舗装率 (%)	12.6	30.1	39.8	43.4	44.2	44.7
農道						
延長 (m)				0.0	252.0	1,798.0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	9.4	3.1	2.7			
林道						
延長 (m)				0.0	0.0	0.0
林野1ha当たり林道延長 (m)	3.1	3.7	3.5			
水道普及率 (%)	97.4	98.5	99.7	99.7	99.8	100.0
水洗化率 (%)	7.9	43.7	86.5	89.6	93.8	93.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	6.9	8.8	9.5	10.6	11.4	12.6

#### 4. 地域の持続的発展の基本方針

本市は、「第5次稚内市総合計画」において、将来像を「海と大地と風の恵み 人が輝き挑戦し続けるまち稚内」とし、さらに、5つの目指す姿（基本目標）に区分し、その実現に向けて積極的かつ効率的に諸施策の展開を図っている。

平成14年4月1日に過疎地域市町村の公示を受けたことを踏まえ、施策の展開に当たっては、地域の持続的発展に資する過疎対策を重点的かつ計画的に実施していくこととする。

また、実施にあたっては、北海道総合計画や各種計画との整合性に配慮しながら、誰もが安心して心豊かに暮らし続けるために、市民一人ひとりがまちへの愛着と誇りを持って、いきいきと活躍し、未来に向けて果敢に挑戦し続けるまちを目指し、地域の持続的な発展に努めていく。

## 《第5次稚内市総合計画における基本目標》

### 基本目標1. 子ども・若者の夢を育み、次代を担う“ひとづくり”

子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体といった「生きる力」を地域ぐるみで育むとともに、幼い頃からまちの歴史や文化を知り、産業の魅力に触れることで郷土愛を育み、このまちで夢を持ち、夢を叶えられるひとづくりを進めます。

誰もがこのまちで安心して子どもを産み育てられるよう、地域全体で見守り支えていけるまちを目指します。

### 基本目標2. 安らぎの空間に笑顔あふれる“基盤づくり”

本市の地域特性である豊かな自然と共存しながら、将来にわたって快適に生活できる基盤づくりを進めます。さらに、市民やこのまちを訪れる人の笑顔であふれるまちを目指し、自然と機能が融合した安らぎの空間づくりを進めます。

市民が安全・安心にこのまちで住み続けられるよう、いつ起こるかわからない自然災害などに適切に対応できる災害に強いまちを目指します。

### 基本目標3. 地域の資源を活かした魅力ある“仕事づくり”

豊かな漁場や広大な土地に恵まれた自然環境からもたらされる、良質な農水産物を国内外へ供給し、本市の基盤を支える第一次産業の持続的発展を目指します。

食や自然、四季折々の景観など、多様な地域資源と特性を活かして、人や物の交流による経済活動を促進し、力強く稼げる産業を目指します。

これらを通じて、若者をはじめとした地域経済の担い手が、このまちでいつまでも暮らし続け活躍できる、魅力ある仕事づくりを進めます。

### 基本目標4. 互いに支え、いきいきと生活できる“暮らしづくり”

全ての市民が地域の中でともに支え合い、地域医療を守りながら、健康でいきいきと生活できる暮らしづくりを進めます。また、市民一人ひとりが地球環境に配慮し、環境と生活が共存するまちを目指します。

市民が主体となり、自ら考え、行動するまちづくりを一層推進し、世代を超えた社会参加を促すとともに、地域が互いに助け合い発展していくまちを目指します。

### 基本目標5. まちを愛し、世界に誇れる“ふるさとづくり”

雄大な自然や特色ある食をはじめ、このまち特有の産業、文化、歴史など、市民一人ひとりがここにしかない様々な魅力を再確認し、まちの素晴らしさに愛着と誇りを持てるふるさとづくりを進めます。

人やまちが持つ魅力を世界に広く発信するとともに、人のつながりを通じて、訪れた人や応援してくれる人など、このまちに住んでいなくても、ふるさとと感じられるまちを目指します。

## 5. 地域の持続的発展のための基本目標

本市は、「稚内市デジタル田園都市構想総合戦略(2024年度から2028年度。以下、「市デジタル総合戦略」という。))において、「稚内市人口ビジョン」で示す将来展望を実現するため、国の「デジタル総合戦略」における基本目標を勘案しつつ、本市の実情に応じた4つの基本目標を設定し、目標達成に向けて取組を進めている。

### 《デジタル総合戦略における基本目標》

#### 基本目標1. 地域特性や資源を活かした産業振興を図り、魅力ある仕事をつくる

本市の基幹産業である漁業や酪農業を将来にわたり発展させるため、生産性向上に対する取組への支援や、国内外の消費者の需要を捉えた地域資源の高付加価値化を推進し、力強く稼げる産業を育成します。

また、地域特性である日本有数の風況を活かした風力エネルギーの活用による産業振興を図り、さらにはIoTやAIなどの先端技術の導入を進め、若い世代が魅力を感じられる仕事づくりを進めます。

##### (1) 納税義務者一人当たりの課税対象所得

人口減少に伴い、生産年齢人口も減少する中、生産性の向上により一人ひとりの所得を増加させることで消費活動を活性化させ、地域経済の縮小に歯止めをかけることを目指します。

##### (2) 有効求人倍率

地元企業の人材確保に向けた取組や、デジタル技術を活用した業務の効率化に向けた取組等を支援することにより、人手不足の解消を図り経営基盤の安定化を目指します。

《数値目標》

指 標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
(1) 納税義務者一人当たりの課税対象所得	3,425.6 千円 (2023年度)	3,651.3 千円 (2028年度)
(2) 有効求人倍率	1.93 (2023年度)	1.0 (2028年度)

#### 基本目標2. 本市の魅力や特色を広く発信し、新しいひとと資金の流れをつくる

本市の基幹産業であり、経済波及効果の高い観光産業のさらなる振興を図るため、雄大に広がる自然やそこから生まれる良質な食など、本市の「日本のでっぺん」という地理的優位性や地域資源を最大限に活かしつつ、新たな魅力の発掘や受入体制を充実させるとともに、これらの魅力を広く国内外に発信して観光入込客数の増加を目指します。

また、将来的な移住・定住にも繋がる関係人口の増加や地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）等の活用による資金の地方還流を図り、新しいひとと資金の流れを創出します。

##### (1) 観光入込客数

本市に多くの観光客が訪れることで、ひとだけではなく資金の流れも生まれ、地元経済への波及効果が大きく期待できることから、観光客のニーズを捉えた取組を進め、交流人口の拡大を目指します。

##### (2) ふるさと納税の寄附者数

ふるさと納税制度を通じて、本市の魅力や特色を広く発信するとともに、市外から本市を応援してくれる人の増加を目指します。

《数値目標》

指 標	現状値（年度）	目標値（年度）
(1) 観光入込客数	491,300 人 (2023 年度)	718,100 人 (2028 年度)
(2) ふるさと納税寄附者数（実人数）	90,547 人 (2023 年度)	132,000 人 (2028 年度)

基本目標 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとともに、次代を担う人材を育てる

若い世代がこのまちで「結婚して子どもを産み育てたい」と思えるよう、結婚・妊娠・出産・子育て段階における切れ目のない支援を行うとともに、デジタル技術も効果的に活用しながら、各家庭の状況やニーズに応じた支援体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境を充実させます。

また、教育環境のより一層の充実を図るため、地域特性を活かした産業教育の推進や「わからない型キャリアデザイン」を確立させ、ふるさと稚内への誇りや郷土愛を育むとともに、このまちの次代を担う子どもたちを育てます。

(1) 合計特殊出生率

出合いの場の確保に向けた取組や、出産から子育て期における支援の充実を図るとともに、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めることにより、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、合計特殊出生率の増加を目指します。

(2) 若年世代（20歳～39歳）の社会増減数

若い世代の生活水準の向上に向けた取組を進めるとともに、子育てに対する経済的負担の軽減、子育て環境の充実を図るなど、若い世代が住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを推進し、社会減の抑制を目指します。

《数値目標》

指 標	現状値（年度）	目標値（年度）
(1) 合計特殊出生率※稚内市調べ	1.21 (2023 年度)	1.76 (2028 年度)
(2) 若年世代（20歳～39歳）の社会増減数	▲143 人 (2019-2023 年)	75 人 (2024-2028 年)

基本目標 4. 誰もが安心して生活を送り、各々が役割を持って活躍できる地域社会をつくる

誰もが安全で安心して住み続けられるまちをつくるため、重要な地域課題である医療や介護の体制の充実に向けた取組を継続するとともに、防災対策や鳥獣被害防止対策、持続可能な地域公共交通の確保等による日常生活の環境整備を進めます。

また、急速な少子高齢化と同時に、グローバル化の進展等により、価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、誰もが社会の中で、各々の役割と生きがいを持って活躍できる地域共生社会の実現を目指します。

さらに、行政手続きのオンライン化や公共料金等のキャッシュレス化、マイナンバーカードの利活用促進など、自治体DXを進めることで市民サービスの向上を図ります。

(1) 高齢者人口の社会増減数

住み慣れた地域に住み続けられるよう医療体制や地域包括ケアシステム\*の充実を図るとともに、利便性の高い交通体系の構築や、防災力の強化等を進めることで転出者の抑制を目指します。

(2) 前期高齢者の要支援・要介護認定率

高齢者の社会参加活動や、介護・疾病予防の取組を推進していくことにより、健康寿命の延伸を図り、地域社会の担い手として活躍する高齢者を増やすことを目指します。

《数値目標》

指 標	現状値（年度）	目標値（年度）
(1) 高齢者人口の社会増減数	▲429人 (2019-2023年)	▲288人 (2024-2028年)
(2) 前期高齢者の要支援・要介護認定率	3.94% (2023年度)	3.50% (2028年度)

## 6. 計画の達成状況の評価

本計画で「5. 地域の持続的発展のための基本目標」に掲げた各目標数値（KPI）の達成状況に関する検証・評価は、「市デジ田総合戦略」に基づき行う。

また、本計画「第2. 施策に関する事項」の1～12において掲げるそれぞれの事業計画については、各年度の実績を翌年度中に確認・評価を行い、今後の持続的発展に資する取組の実施・検討に活かし、次期計画策定に反映できる仕組みとする。

## 7. 計画期間

本計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を計画期間とする。

## 8. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設（建築物）については、平成28年2月に「稚内市公共施設等総合管理計画」を策定（令和4年3月改訂）、令和2年度に「個別施設計画」の策定を終えており、基本的な施設の維持管理や長寿命化等に関しては、これまで同様、これらの計画に基づき進めていくこととする。

今後も過疎地域における厳しい現状の打開と、持続的な発展を目指し、公共施設等の適正な配置や運営に努め、将来の財政負担の軽減を図るなど、各種施設の有効活用を進めていく。

### (1) 公共施設（建築物）の管理に関する方針

- 方針1 建設から一定期間を経過した施設は適宜点検・診断を実施する
- 方針2 計画的修繕や長寿命化などを行い、既存施設を有効活用していく
- 方針3 施設の多目的利用を促進する
- 方針4 施設の更新（建替え）は複合施設を基本とする
- 方針5 使わなくなった施設の用途転換・用途廃止を促進する
- 方針6 売却・貸付が見込めない廃止施設は取り壊しを基本とする
- 方針7 協働、官民連携の手法などにより、効率的で経済的な管理運営を目指す
- 方針8 ユニバーサルデザイン化を推進する
- 方針9 脱炭素化の取組を推進する

## (2) インフラ資産の管理に関する方針

方針1 予防保全的な対応に転換し、ライフサイクルコストの縮減を図る。

方針2 少子高齢化、人口減少、コンパクトシティの考え方に対応し、トータルコストの縮減、予算の平準化に努める。

以下、本計画に記載する持続的発展施策区分ごとの公共施設等総合管理計画等の内容についても、同様の取組を進めるとともに、個別施設計画による適切な維持管理を推進していく。

## 第2. 施策に関する事項

### 1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

#### (1) 現況と問題点

我が国の人口が大きく減少しはじめた平成20年(2008年)には、本市においては、進学や就職のほか、より利便性の高い生活環境が整っている都市部への転出などを要因に人口の社会減が顕著になっており、平成19年(2007年)から平成29年(2017年)の10年間で6,000人以上の人口が減少し、後継者や担い手不足による第一次産業従事者の高齢化をはじめ、かつて賑わいのあった商店街等には空き店舗が散見されるなど、人口減少による地域への影響は深刻化している。

一方、昨今では、デジタル技術の進展に伴う働き方やビジネスモデルの変化をはじめ、環境問題に対する意識の高揚や、自然環境と人との暮らしが調和した農村漁村への田園回帰の魅力が再認識されつつあるなど、「都市」から「地方」への関心の高まりは、地方の人口減少に関する様々な課題解決への糸口として期待されるところであり、過疎地域として今後も持続的に発展していくためには、これらの大きな変化に柔軟に対応していくことはもとより、本市出身の若者を中心としたU I Jターンの推進や新たな関係人口の創出のほか、同様の状況にある近隣自治体など、行政区域を越えた広域連携による取組を進め、新たな人の流れを創り出すことで地域づくりの担い手の創出を図り、地域に活力を取り戻し、社会経済の好循環に繋げていくなど、一人ひとりが豊かさを実感できる暮らしを目指していくことが求められている。

#### (2) その対策

##### ①移住・定住の促進

地方への関心の高まりと、デジタル社会への加速度的な進展があいまって、移住・定住に対する考え方が多様化する中、移住等の取組を推進していくために、潜在的な移住・定住希望者の動機や目的、どのような暮らしを望んでいるのか等、ニーズを把握するこ

とが重要であり、移住・定住先となる地域として選択してもらうため、地域の魅力を発信することはもとより、住環境や子育て環境など暮らしに関わるきめ細やかな情報発信と移住等に関する相談窓口を開設し、一方的な発信とならないよう、双方向での情報伝達・意思疎通を図るとともに、実体験を通して地域理解を深める取組を推進し、移住から定住に繋げていく。

## ②地域間交流の促進

友好都市である沖縄県石垣市や鹿児島県枕崎市との交流をはじめ、地理的な特性による四極交流など、国内外の多くの地域との人的・経済的な交流を積極的に進め、他の地域の歴史や文化、その地域ならではの資源を学ぶことにより、本地域の様々な資源が持つ魅力を再確認するなど、地域間交流を契機にシビックプライドの醸成に繋げていくとともに、将来にわたり友好と親善の絆が強まる取組を継続していく。

## ③関係人口の創出、人材育成

本市にはこのまちの出身者や勤務経験者をはじめ、ふるさと納税の寄附者など、このまちに住んでいなくても、まちの応援者となっている人（関係人口）が多く存在する。本市出身者や勤務経験者をメンバーとする各地域の「ふるさと会」においては、これまでも、様々な場面で関わりを持ちながら、本市の発展に大きく寄与しているところであり、今後もその繋がりを途絶えさせることなく、継続的な取組として進めていく。

また、地域づくりの諸課題に対して関係人口がもたらした他の好事例を参考に、本市を応援してくれる方々が持つ知見やスキルと地域課題のマッチングを図るなど、多様な形で地域との関わりを持つ関係人口の創出を促進し、それらをきっかけに地域課題等の解決や地域づくりに関わる人材の育成に努める。

## ④若者の定着、U I Jターンの推進

子どもの頃から地域の魅力を発見する力の育成や、地元企業を知る機会の創出、起業教育の実施など、住み慣れたふるさとで働くことを具体的に意識できる取組を進めるとともに、本市での取得が困難な資格や技術を習得するために市外へ進学した若者のUターンによる地元への定着や、起業等をきっかけにした都市部からのIターンなどを推進し、国や北海道の支援策も活用した受入環境づくりを進めていく。

## ⑤広域連携の推進

令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第4期 宗谷定住自立圏共生ビジョン」に基づき、産業・医療・福祉・教育等の分野における生活機能や交通インフラに関するネットワーク強化のほか、各分野における人材育成推進のためのマネジメント能力の強化など、各政策分野において圏域全体の「地方創生」を実現するため、地域間の連携をより一層深め、圏域住民が安全で安心して暮らすことができ、魅力と活力に満ちあふれた圏域づくりを進めていく。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分：1. 移住・定住・地域間の交流促進、人材育成

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
(4) 過疎地域持続的発展特別事業		
・移住・定住	人材確保対策事業 事業内容：UIJ ターンによる首都圏等からの就業・定着者に対する支援 事業効果：移住・定住の推進、人手不足の解消など	稚内市
・地域間交流	枕崎市友好都市交流事業 事業内容：人的交流のほか産業や文化など多方面にわたる交流促進 事業効果：交流人口の拡大と経済発展	稚内市
	石垣市友好都市交流事業 事業内容：人的交流のほか産業や文化など多方面にわたる交流促進 事業効果：交流人口の拡大と経済発展	稚内市

※事業名の「過疎地域持続的発展特別事業」は、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために行うことが必要と認められるソフト対策事業である。以下のページについても同様である。

※表内区分名の頭に付された括弧書きの番号については、総務省が示す区分毎に付された番号であり、表上の連番ではない。以下のページについても同様である。

## 2. 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ①農業

本市の農業は、酪農業を主業としている農家の割合が80%以上を占めているが、農畜産物の輸入自由化などにより国内外の競争が強まっているとともに、近年、農家戸数は従事者の高齢化や後継者不足などを背景に、緩やかな減少傾向にある。

全国的に農業の担い手不足が深刻化する中、持続可能な農業の実現に向け、分業化・機械化による生産性の向上を図るとともに、担い手の育成・確保に努め、国内外に認められる高品質で安全・安心な農産物を供給していくことが求められている。

農業の生産力を高め、安定したゆとりのある農業経営を確立するため、就農支援や後継者育成事業の充実、関係団体と連携した多角的な支援策を講じていくとともに、国際競争に耐えうる農業を創出する必要がある。

【農業産出額の推移】

(単位：百万円)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生 乳	5,875	6,071	6,285	6,311	6,699	7,346	7,760
肉 牛	2,538	2,394	1,794	1,359	2,075	1,820	1,915
個 体 販 売	1,400	1,202	1,142	1,017	588	596	638
合 計	9,813	9,667	9,221	8,687	9,362	9,762	10,313

資料：稚内市農林業の動向

## ②林業

本市の造林事業は、明治末期から大正後期にかけての乱伐と山火事による無立木地の解消を目的とし、昭和20年代後半から本格的に進められてきた。その結果、令和6年度における森林面積は43,589haで、市の総面積の57.2%を占めている。

森林は、資源としての経済的価値のほか、地球温暖化や災害の防止、水源涵養などの公益的機能を有しており、森林整備計画に基づき市有林の適切な保全や、私有林の整備を促進するための造林、間伐等の支援を進めているが、森林面積における人工林の面積割合は低い状況にある。

豊かな森林資源の経済的価値や様々な公共的機能を高めるため、継続した施業の推進、森林従事者の確保・育成、森林環境の保全に対する意識の向上を図る必要がある。

## ③水産業

本市の水産業は、昭和52年の200海里漁業専管水域設定以降、漁場範囲が縮小したことにより、それまで躍進してきた沖合漁業が衰退し、過去54万トンあった水揚量は令和5年には約6万トンまで減少し、主要魚種についても、これまで沖合漁業で漁獲されるホッケ、スケトウダラ、イカナゴなどの大衆魚が圧倒的な水揚量であったが、沿岸漁業における育てる漁業が発展したことで、安定的な水揚げが確保されるホタテガイが主要となっている。

本市は日本海とオホーツク海に面する日本唯一のまちにふさわしく、一年を通じて多種多様な水産物が水揚げされており、それぞれに旬を迎えた水産物が市内の港から国内外へ流通している。

水産業を取り巻く環境は、漁業や水産加工業の就業者不足、トドやアザラシ等による漁業被害、さらには気候変動に伴う環境変化といった課題が多岐にわたっており、将来にわたり持続的に水産資源を供給するためには、水産業に携わる全ての関係者が一体となり、刻々と変化する社会情勢に適応し、持続可能な水産業を推進していく必要がある。

【漁業種類別水揚げの推移】

(単位：t・百万円)

区 分	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
遠洋底引き網	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖合底引き網	26,862	1,806	16,632	1,374	15,911	1,599	17,455	2,118	12,704	1,832
手繰第三種(ほたて)	43,129	4,353	44,336	8,130	38,713	9,415	36,891	7,387	32,248	4,976
そ の 他	6,111	5,085	5,197	6,249	6,046	7,616	4,031	6,585	3,150	5,581
合 計	76,102	11,244	66,165	15,753	60,670	18,630	58,377	16,090	48,102	12,389

資料：稚内市の水産

#### ④商業

本市は、宗谷地域における住民の生活経済圏の中心都市として地域経済をけん引しながら発展してきたが、消費動向の広域化、消費者ニーズの多様化などにより購買力は市外やネット通販等に流出し、また、大型店やフランチャイズチェーンの進出などにより、旧来からの商店街や個人店は大きく影響を受けているものの、本市独自の新規創業に対する助成事業において申請件数が増加傾向にあるなど、近年は持ち直しの兆しも見える。

経営者の高齢化や後継者不足など中小小売業を取り巻く環境は厳しく、消費者ニーズに応える魅力ある店づくりや経営基盤の強化に対する支援が求められている。

卸売・小売業の販路拡大と運営基盤の強化を図るとともに、それぞれの地域を活かした魅力ある商店街の形成に努め、経済の活性化に繋げていく必要がある。

【商店数、従業者数、年間販売額の推移】 (単位：人・百万円)

区 分	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
商店数	598	533	380	365	399	366
従業者数	4,153	3,976	2,775	3,056	3,076	2,766
年間販売額	162,427	157,917	98,529	126,694	132,134	100,630

資料：商業統計調査・経済センサス-活動調査

#### ⑤工業

本市の工業は、製造品出荷額全体の約9割を食料品製造業が占めており、その中でも基幹産業である水産業の発展とともに成長した水産物加工業が主なものとなっているが、水産物の水揚量や価格などに大きな影響を受けることが課題となっている。

人々が求める安全・安心な食の提供や、健康で豊かな食生活を支えるために必要な食に関わる産業の振興を図るため、農業・漁業と食品加工業など様々な分野間で連携を強化し、取り組むことが求められている。

安全性と品質にこだわった食づくりを進め、消費者から信頼されるブランド力をもった食品を創り、新商品の開発や販路の拡大、海外輸出の推進など、食に関わる産業の振興を図る必要がある。

【事業所数、従業者及び製造品出荷額の推移】 (単位：人・百万円)

区 分	令和4年			令和5年			令和6年		
	事業所数	従業者数	製造品 出荷額等	事業所数	従業者数	製造品 出荷額等	事業所数	従業者数	製造品 出荷額等
食料品製造業	43	1,243	53,570	45	1,185	56,458	45	1,216	50,508
そ の 他	39	349	8,975	38	344	9,317	38	340	8,210
合 計	82	1,592	62,545	83	1,529	65,775	83	1,556	58,718

資料：経済センサス（各年6月1日現在の数値。製造品出荷額等のみ前年1年間の数値。）

#### ⑥企業誘致

企業誘致の実現には、誘致活動に結びつく企業情報の効果的な収集が最も重要であり、情報収集機能の拡充や情報ネットワークの構築、立地後の企業の定着も課題である。また、地元の優秀な人材を安定的・継続的に輩出できる環境づくりのため、産学官の連携の強化が求められる。

サハリンに近いという地理的優位性を生かしたビジネスや産業の誘致、また、全国有数の風力エネルギーの適地であることを生かした風力発電施設や再生可能エネルギー関連企業の誘致のほか、デジタル社会の進展に伴い情報通信基盤等のデジタルインフラが重要な役割を果たしている状況を踏まえ、今後成長が見込まれる市場と、本市の特性である冷涼な気候を活用した環境負荷の少ないライフサイクルの実現可能性を前面に打ち出した、より戦略的な取組が求められており、あわせて本市の雇用拡大を図るとともに、若年層の市外への流出抑止、地域経済の活性化を図る必要がある。

#### ⑦起業

昨今の国における規制改革推進への流れを受け、第一次産業をはじめとした新たな業種に挑戦する民間企業が現れるなど、起業の動きが出てきている。また、近年の社会情勢や生活環境の変化に伴い、多種多様なニーズへの対応が求められていることから、福祉や医療、教育などの分野においてコミュニティビジネスが注目を浴びており、新たなサービス産業を育成するための起業化へ向けた支援が必要となっている。

本市の持つ潜在力を最大限に活用した新たな産業の展開を推進することにより、産業構造の変化を促し、地域経済の活性化を図る必要がある。

#### ⑧雇用と労働

現在の厳しい経済情勢の中で、多くの中小企業は限られた経営資源の中で不安定な経営環境に置かれているが、多くの雇用の受け皿となっている中小企業の経営の安定と強化を図り、雇用環境の活性化に結び付けていくことが求められている。

経済をけん引する中小企業の健全な経営や安定した雇用を創出するとともに、労働環境の整備に向けた様々な施策を展開していく必要がある。

#### ⑨観光

観光関連産業は、地域経済に対する波及効果が高く、経済の活性化を図るためにも観光の振興は不可欠であるという認識のもと、本市の地域資源を最大限に活かした観光施策の実施が求められている。コロナ禍では、感染防止の観点から外出自粛が求められるなど個人の行動が制限されたことよって観光入込客数が減少したものの、本市の観光振興に向けて、受入基盤の整備や効果的な広告宣伝の実施に加え、本市や利尻・礼文両島の関係団体が加入する「きた・北海道DMO」と連携した稚内と利尻・礼文の両島における周遊性の促進など、地域が一体となって取り組んだことにより、観光入込数は増加（回復）傾向にある。

今後においては、人手不足を要因とする様々な課題があるが、将来に向けて、持続可能な観光地づくりを推進していくためにも、国や北海道の観光に対する将来動向をはじめ、観光市場や社会情勢の変化などを的確に捉えながら、体験・滞在型コンテンツの造成や外国人観光客の受入体制の強化などを図っていく必要がある。

【観光入込客数と訪日外国人宿泊者の状況】

(単位：人)

年 度	観 光 入 込 客 数					うち訪日外国人	
	合 計	道外客	道内客	日帰り客	宿泊客(延)	宿泊人数	宿泊延数
令和2年度	265,100	115,900	149,200	81,400	240,600	331	491
令和3年度	293,000	142,800	150,200	85,300	274,400	369	543
令和4年度	448,600	296,800	151,800	188,500	333,300	1,241	1,614
令和5年度	491,300	330,500	160,800	225,400	351,900	9,399	11,954
令和6年度	516,400	349,900	166,500	255,500	356,800	15,403	19,981

資料：稚内市観光交流課

## ⑩港湾

稚内港は、昭和32年に港湾法による重要港湾の指定を受け、港湾整備が進められている。近年においては、大型クルーズ船の寄港や本市の風況を活かした風力発電施設に係る大型資機材の積み下ろし等に対応できるよう、港湾機能の強化を進めるなど、稚内港の利便性向上や利用促進を図ってきたところであり、引き続き、平成25年度に改訂した「稚内港港湾計画」に基づき、クルーズ船の入港や輸出入の拡大などに向けて港湾機能の充実と整備を推進するとともに、施設の老朽化への対応など、利用者のニーズを踏まえた港づくりを進めていく必要がある。

## (2) その対策

## ①農業

## a. 生産基盤の整備

生産性向上によるコスト低減と経営の安定化を図るため、土地造成・草地整備・生産施設などの基盤整備を推進するとともに、農業経営の安定化や生産環境を向上するため、農道の整備に努める。

## b. 農業経営の安定化

農地の流動化制度を活用し、意欲ある農業者への農地の集積化を図るなど、経営規模の拡大と経営体質の強化に努めるとともに、各種制度資金などの活用により、スマート農業技術の導入など農業のデジタル化を促進し、経営形態に最適な省力・効率化技術を選択して組み入れることで、労働力不足の解消と生産性の向上を図る。また、近隣自治体及び関係機関との情報共有・連携により、家畜伝染病予防や農薬の適正使用に努めるほか、HACCP等による衛生管理を推進するなど、安全・安心な農畜産物を供給し、高付加価値化を図る。

## c. 地域農業の分業化・多角化の促進

酪農ヘルパーや大規模草地（公共牧場）の充実を図るとともに、生産者・関係機関連携のもと地域内分業の体制整備を促進する。また、酪農専業から肉牛育成や畑作などを取り入れる複合経営、畑作専業など、多様な農業を推進し、今まで本市では育たないとされていた農産物の試験栽培など、自然環境の変化に対応した取組を支援する。

さらには、生産農家が自らの生産物を利用した製造業や施設を利用した観光産業へ参入するといった経営多角化の推進や、他業種との連携強化により、地域農業の活性化を図る。

d. 環境保全型・資源循環型農業の促進

農業用廃プラスチックの適正処理を進めるとともに、家畜排泄物の堆肥化やバイオマス燃料としての活用に努めるなど、環境保全に配慮した農業を推進する。また、地元で大量に発生する水産廃棄物（ホタテ貝殻）の土壌改良材としての有効利用に取り組む。

e. 担い手・団体の育成強化

地域産業における担い手を確保するため、後継者育成や新規就業できる体制づくりや支援について、近隣自治体・関係機関と連携を図りながら取り組む。また、農業協同組合の経営基盤強化のため、関係機関と連携し、指導・助言に努める。

f. 農村の活性化

美しい景観づくり、農業や農畜産物の加工を体験する機会の提供、農業に親しむイベントの開催など、農村と都市部との交流を促進するとともに、農村地区の生活環境向上を図る。

g. 農業被害防止対策の強化

近隣自治体・関係機関と被害状況や対策等の情報共有を進めるほか、デジタル技術の活用を図るなど、エゾシカなどの捕獲事業の強化を図り、農業被害の防止に努める。

## ②林業

a. 豊かな森林の整備と保全

市有林を適切に保全し、その公益的機能が発揮できるよう、計画的な整備に努めるとともに、造林・保育作業の省力化、低コスト化に取り組み、植林経費の負担軽減を図りながら、将来にわたって豊かな森林を引き継いでいくことができるよう、適切な森林の整備・管理を進めていく。

また、私有林の整備を促進するため、間伐・造林などの森林整備事業の支援や植樹活動への積極的な取組、支援を継続的に進めていく。

b. 間伐材などの利用促進と木育の推進

間伐材を含む地域材を有効活用するため、他産業との連携により利用促進を図り、地域林業の振興に努めるとともに、木や森の大切さや、暮らしと木の関わりなど木育の取組を進める。

c. 林業従事者・森林所有者への支援

近隣自治体・関係機関と連携し、林業従事者や森林所有者などに対して各種指導や施業の実施支援を促進するほか、担い手の育成・確保に取り組んでいく。

### ③水産業

#### a. 生産基盤の整備

沿岸漁業の生産基盤となる漁場整備のほか、生産拠点である漁港においては、機能の保全・回復や高度化、さらには衛生管理などが求められており、漁業者が安全で効率的な作業ができるよう関係機関と連携のもと漁港施設の整備充実を図る。また、安全で高品質な水産物の生産や流通の円滑化を図るため、公設地方卸売市場など水産関連施設の適切な維持管理に努める。

#### b. 経営基盤の強化

漁業活動の安全性の向上、漁労作業の効率化と生産コストの削減のため、装備や機器の近代化を支援するとともに、水産加工業等の経営安定化を図るための必要な支援として、加工・流通施設に対して、水産物輸出に対応できるHACCP導入や、他市町村における好事例の導入検討、近隣自治体との連携を促進するなど、高品質で安全な水産物を供給することにより、高付加価値化を図る。

#### c. 水産資源の管理・拡大

沿岸漁業の基盤となるコンブ、ホタテ、ウニ、ナマコなどの資源管理に努めるとともに、種苗生産、中間育成、放流など増養殖事業を促進する。また、関係機関と連携し、自然環境や社会環境の変化も視野に入れ、海域の特性に適合した魚種の試験養殖などを支援し、安定的な生産量確保と価値が高い魚種の増養殖事業を推進する。

関係機関との連携により、海獣類や土砂流入による漁業被害の防止、密漁監視体制の強化、河川環境の保全などを実施し、水産資源の生育環境の保全を図る。

#### d. 沖合漁業の推進

令和2年12月施行の漁業法の改正による新たな資源管理の推進により、本市の沖合漁業で水揚げされる主要魚種も漁獲規制の候補になっているが、これまでの自助努力による漁獲管理に取り組んできた経過もあることから、今後の動向に注視しつつ、関係団体等とも連携しながら、その対応を検討していく必要がある。

浜の活力再生プランの推進のもと、情報通信技術を活用したシステムの運用により、最適な漁場選択による操業や、漁獲管理の中で資源回復を図りながら、水揚げ確保と魚価の向上により、経営の安定化を目指していく。

また、操業体制を確保するため、現在の隻数（5隻）を維持できるよう、その対策について関係機関と連携を図る。

#### e. 担い手の育成強化

漁業者数を確保するため漁業経営の安定化を推進し、新規就業者の確保へ繋がるPR活動を積極的に行うとともに、就業希望者の受入体制の強化を図りながら、関係機関と連携し、担い手の育成や新規就業に必要な多角的な支援策を講じる。

#### f. 漁村の活性化

魅力ある漁業のPRや理解を深めるため、地域イベントの開催や体験学習、交流機会

の充実に努めるとともに、生活環境の向上を図り、活力ある漁村空間の創出に努める。

#### ④商業

##### a. 中小小売業等への支援

関係機関と連携を図りながら、中小小売業等に対しての魅力ある店づくりや、地域密着型等の新たな事業展開に向けた取組を支援するとともに、経営相談や経営指導の活用により経営の効率化・安定化を図り、経営体質の強化に努める。

##### b. 商店街・商店会の活性化

空き店舗に関する情報収集・情報提供の充実に努めるとともに、地域と連携したイベントの開催を促進するなど、にぎわいのある空間の創出に努める。また、それぞれの個店の魅力を高めるための支援、地域の特性を活かした魅力ある商店街・商店会づくりへの支援を行う。

##### c. サハリンからの購買力の流入促進

サハリンの購買力を本市に向けるため、観光ツアーの企画促進や観光PRに努めるとともに、語学研修の開催や日本文化の体験メニューの創出など、受入のための基盤整備を、関係機関と連携して進める。

##### d. 人材の育成

人材育成のための講習会や研修会などへの参加を促進する。

#### ⑤工業

##### a. 食品製造業の振興

本市の食料品製造業は、基幹産業である水産業の発展とともに成長してきた水産加工業が主であり、水産物の水揚量や価格などに大きな影響を受けることが課題となっている。将来にわたって持続的に安全・安心な食を提供し、健康で豊かな生活を支えるために必要な食に関わる産業の振興を図るため、農業・漁業と食品製造業などが、自治体の枠に捉われることなく、様々な分野で連携を強化し、原料の安定確保や未利用資源の利用開発を促進する。

また、HACCPに沿った衛生管理の推進を図り、食の安全に対する消費者ニーズを踏まえた技術開発や製品の高付加価値化を支援し、安全性と品質にこだわった食づくりを進めることで、消費者から信頼されるブランド力（価値）を創っていく。

##### b. 「稚内ブランド」製品の確立

中小企業者と農漁業者が互いの技術やノウハウを活用して新たな加工食品の開発を進めるなど、農商工等連携を推進する。また、より高品質な製品については、「稚内ブランド」として認定し、広く国内外へ発信し、知名度の向上や販路拡大を支援する。

##### c. 安全・安心な農水産物づくり

農水産物における生産基盤の整備を総合的に促進し、先端技術の導入による品質向上や生産コストの低減のほか、担い手の育成を図り、地域特性を活かした農水産物の生産を展開していくとともに、食づくりの基礎である第一次産業の国内外との競争力

を強化するため、トレーサビリティシステムの普及やクリーン農業、有機農業の拡大、安全な水産物の栽培技術の確立に努めるとともに、「本市の農水産物＝安全・安心で良質」というイメージを創出するためパッケージやロゴマークの統一化を図るなど、産地としての地域ブランドの確立に努める。

d. 地産地消の推進

直売イベントや料理講習会などの開催を通じ、市民に対して地元でつくられた食材・食品への理解と愛着を深めてもらい、また、家庭や学校給食における地産地消を推進するとともに、宿泊施設や飲食店との連携によるイベントの開催や新たなメニュー開発などを促進し、地元での消費拡大を図る。

e. 販路拡大・効果的PR

地場産品の販路拡大に向け、近隣自治体と連携し、本市や道内外で開催される物産展等のほか、アジア地域やサハリンなど海外市場を見据えた見本市や商談会等への積極的な参加を促進していくとともに、本市の豊かな自然に育まれた自慢の「農水産物」や、徹底した衛生管理による安全・安心な「食」について、戦略的かつ効果的なプロモーションを進めていく。

## ⑥企業誘致

a. 企業誘致活動のための環境整備

誘致の実現性が高い業種に的をしぼって効果的な誘致活動を精力的に展開するほか、優遇制度や新たな制度の創設を検討するなど、企業が望む要望に迅速・柔軟に対応できる体制を整える。また、海外企業の誘致にあたっては、国内の海外企業進出に対する諸制度の研究や専門的な知識を有する人材の育成・活用について検討を進める。

b. 地域特性を活かした企業誘致と関連情報の収集能力拡充

地域エネルギー会社が行う電力事業では、風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用したクリーンな電力の供給による企業誘致をはじめ、冷涼な気候と低環境負荷のライフサイクルを目指すデジタル関連・情報サービス業等とのマッチング推進など、近隣自治体との連携も視野に入れつつ、本市の持つ地域特性を活かした企業誘致に関する様々な可能性について調査・研究を進め、SDGsの達成に寄与する脱炭素社会の実現と地域経済の活性化に結び付ける。

また、それら優位性を国内外に広く発信するとともに、社会経済環境の変化にも注視しながら、企業進出ニーズ等の関連情報を様々な手段によって、迅速・的確に収集できる環境の整備に努める。

## ⑦起業

a. 新規事業の創出

新たに起業を目指す個人や団体等に対し、起業に関するセミナーや専門家による相談機会等を提供するとともに、意欲やアイデアのある市民の起業やコミュニティビジネスの振興を図りながら、新たなサービス産業の創出を支援する。

b. 産業クラスター事業の促進

企業間の交流や産学官連携を促進することで新たなクラスターの形成を図り、「食」や「再生可能エネルギー」などの地域特性を活かした新産業の創出・育成に努める。

c. 地域資源を活用した6次産業化の推進

生産者による加工や流通、販売、サービス産業の要素を取り入れるなど、産業の高次化を推進するとともに、消費者を意識した新たな製品開発や高付加価値化に資する取組を促進する。また、農林漁業者や商工業者等の連携に向けた機会の創出を図り、地域資源活用型の新たな産業や事業展開を支援する。

d. 異業種・新分野への進出の促進

異業種や新分野へ進出する意欲ある企業への支援として、必要な情報の収集や提供、国に対しての規制緩和等に取り組むとともに、関係機関と連携し、支援体制の充実を図る。

## ⑧雇用と労働

a. 中小企業に対する支援

中小企業者が活力ある事業展開を実現できるよう、国等の各種支援制度の情報提供や必要とする事業資金の融資あっ旋などを行うとともに、経営の効率化と競争力の強化を図るため、関係機関と連携した経営相談や経営指導、商品開発・販路拡大等を支援する。また、中小企業が取り組む人材確保・人材育成事業についても支援する。

b. 就業意識の高揚

関係機関と連携し、教育の場における職場体験やインターンシップを通じたキャリア教育の充実を図るとともに、職に就いていない若年層に対するセミナーなどを開催し、就業意欲の向上に努める。

c. 就業機会の拡充

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正に伴う定年延長や高齢者の就業機会の確保など、制度の改正内容について、ハローワーク等の関係機関と連携し事業主に対する啓発活動を促進する。また、シルバー人材センターの会員の拡大と事業の充実を図るなど、高齢者の就業機会の拡大に努める。

デジタル社会への進展に伴うリモートワークや在宅勤務等の多様な働き方を推進し、女性の継続就業及び就業機会の確保に結び付けていくとともに、将来にわたって女性が社会で活躍できる環境づくりを進めていく。

d. 労働環境の向上と福祉の増進

事業者に対し、労働時間の短縮・雇用条件の改善など、誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた啓発等を行うとともに、中小企業などで働く勤労者が健康で安心して働けるよう、関係機関と連携して、労働に関わる相談体制の充実や福利厚生を推進を図る。また、季節労働者対策についても必要な支援を行う。

## ⑨観光

### a. 観光資源の充実と情報の発信

観光客の滞在日数の増加を目指し、体験型・滞在型の観光地づくりを進めるため、宗谷岬周辺魅力創出構想の実現に向けた取組や、既存の観光資源の磨き上げを行うとともに、体験型観光や個人、家族・小グループのほか、外国人向けなど、目的や旅行形態にあった誘客に繋がるコンテンツの充実を図る。

また、「きた・北海道DMO」が中心となって、「日本のでっぺん」や「離島観光」という地理的優位性を活かしたプロモーション活動を行うことで、それぞれの地域が持つ観光資源の強みを活かした広域観光を推進する。

その他、旅行者は、コロナ禍を契機に、個人旅行が増加傾向にある中、旅マエ・旅ナカにおける情報収集は、WEBやSNSが中心となっていることから、観光の魅力やイベントなどをWEB広告を積極的に活用するなど、時代に合った効果的な情報発信に努める。

### b. 受入体制の強化とホスピタリティの充実

観光客の満足度を高め、リピート率の増加を図るため、市民一人ひとりが、観光ガイドの意識を持ち、地域全体で来訪者を温かく迎えるホスピタリティの向上に繋がる取組を行う。

バス、タクシー、レンタカー、レンタサイクル等、観光客の移動の利便性の向上を図るため、関係機関と連携し、多様な交通手段の構築を目指す。

また、外国人観光客を受け入れるために必要な知識の普及や、観光案内看板、観光サイトの多言語化の充実のほか、インターネット環境の向上など、受入体制の強化に努める。

### c. 観光客誘致活動の推進

旅行形態が団体旅行から個人旅行へ変化している中、アンケート調査などのデータ分析を進め、WEBやSNSを通じた、効果的・戦略的なプロモーションを行うとともに、全国的に訪日外国人が増加傾向している背景から、台湾等での現地セールス活動や、海外旅行エージェントの招請などを行い、本市をはじめ、北宗谷地域の魅力を積極的に売り込むとともに、選ばれる観光地づくりを進める。

また、稚内空港発着の定期航空路線の利用促進はもとより、空港運営会社や関係機関と連携を図り、国内・国際チャーター便・定期便の誘致を進める。さらにはJR・バスの顧客に向けた積極的な働きかけ、クルーズ船の寄港など全国からの誘客ルートを確立し、観光客としての来訪に繋がる様々な手法に戦略的に取り組む。

### d. 合宿・コンベンションの誘致

コンベンションや合宿の誘致は一定の集客が見込まれ、宿泊や飲食、交通をはじめ地域経済に波及効果をもたらすとともに、多くの方に稚内へ訪れてもらうための機会の創出となり、個人的な観光旅行へのアプローチにもなることから、関係機関と連携

し、開催に向けた誘致活動を進めるとともに、受入施設の整備や設備等に関する情報提供などを行っていく。

e. 産業間の連携強化

本市の特色ある「食」について、その食べ方や食文化など、食の背後に秘められているストーリーを分かりやすく発信することで、この地を訪れる観光客の満足度を向上させられるよう、宿泊施設や飲食店などのサービス提供者と生産者の情報共有・連携強化を促進する。

また、第一次・二次産業の資源を活用した体験メニューの創出や景観づくりなど、観光資源の開発を進めるため、新たな拠点施設を検討するとともに、産業間の交流の機会を増やすなどして、相互理解を深める取組を進める。

⑩港湾

a. 港湾機能の充実と利礼航路の維持・充実

平成 25 年度に改訂した港湾計画に基づき、サハリンプロジェクトや北極海航路関連船舶のほか、風力発電資機材の搬入やクルーズ船の入港など、利用者ニーズに合った港湾機能の強化と整備を推進し、老朽化施設の計画的な維持管理や施設の長寿命化を図る。

また、利尻島・礼文島への航路の維持と充実を図るため、利用者に優しい旅客機能の適切な管理を促進し、利用客の利便性等の向上に努め、継続的に事業者と連絡調整を図る。

b. みなとの魅力の充実と観光による交流促進

北ふ頭から中央ふ頭、さらには第一副港までのエリアに点在する北防波堤ドームやフェリーターミナルなど、「みなとマチ」としての魅力ある景観を守るため、適切な維持管理に努めるとともに、市内観光の需要回復に向け、クルーズ船の誘致活動について関係自治体と連携するなど、みなとの利用者ニーズを踏まえた施設整備や事業推進について、関係者の連携のもと取り組んでいく。

(3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分：2. 産業の振興

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
(1) 基盤整備		
・農業	勇知第 3 地区道営農用水整備事業	北海道
	樺岡第 2 地区道営公共牧場整備事業	北海道
	沼川南部第 2 地区畜産担い手育成総合整備事業	民間
	大規模草地管理運営事業	稚内市
	勇知増幌地区道営草地整備事業	北海道

・林業	市有林造林事業	稚内市
(2) 漁港施設		
・漁港	宗谷地区地域水産物供給基盤機能保全事業	北海道
(4) 地場産業の振興		
・流通販売施設	公設地方卸売市場管理運営事業	稚内市
(9) 観光又はレクリエーション		
	稚内公園整備事業	稚内市
	港のゆ管理運営事業	稚内市
	副港市場管理事業	稚内市
	宗谷岬周辺魅力創出に関する整備事業	稚内市
(10) 過疎地域持続的発展特別事業		
・第1次産業	酪農ヘルパー事業費補助事業 事業内容：農家に対するヘルパー派遣事業 事業効果：農休日の確保及び酪農の担い手確保	民間
	新規就農者支援事業費補助事業 事業内容：新たに農業を営もうする者に対して初期費用等の支援 事業効果：就農者、担い手の確保	稚内市
	稚内市グリーンパートナー推進協議会運営費補助事業 事業内容：農業後継者独身青年等の配偶者確保事業 事業効果：農業における後継者育成	民間
	資源育成強化対策事業費補助事業 事業内容：ウニ、ナマコ等の人工種苗生産及び放流試験 事業効果：水産資源の管理・増加	民間
・商工業・6次産業化	中小企業振興事業 事業内容：中小企業や商店街が取り組む振興事業に対する支援 事業効果：中小企業の育成、経済の活性化	稚内市 民間
	制度資金支援事業 事業内容：中小企業への融資斡旋ほか保証料等の補給 事業効果：中小企業の育成、経営の合理化による経済の活性化	稚内市
・観光	観光振興事業 事業内容：観光客動態調査、観光施策の推進、受入基盤の強化 事業効果：魅力ある観光地の形成、満足度の向上	稚内市
	稚内観光協会補助事業 事業内容：稚内観光協会の運営等に対する補助金 事業効果：観光客の増加、関連事業者ホスピタリティ向上	民間

	誘致宣伝事業 事業内容：観光客誘致のためのプロモーション等の実施 事業効果：認知度向上、観光客の増加、リピート率の向上	稚内市
	稚内観光マイスター推進事業費補助事業 事業内容：観光に関する知識の講習会、検定試験の実施 事業効果：市民の観光客へのホスピタリティ向上、観光ガイド育成	民間
	コンベンション誘致推進事業 事業内容：コンベンション等の誘致、映画等の撮影支援 事業効果：交流人口の増加、プロモーション効果	稚内市
	わからない氷雪の広場開催費補助事業 事業内容：冬・雪を活用したイベントの開催補助金 事業効果：例年の定期イベントとして冬期間の観光客誘致を促進	民間
	全国犬ぞり稚内大会開催費補助事業 事業内容：冬期間における犬ぞりレース開催に要する補助金 事業効果：冬期間の観光客誘致を促進、プロモーション効果	民間
	観光活性化促進事業 事業内容：通年での観光客誘致施策を実施 事業効果：関連事業者等の連携による高い誘客効果の実現	稚内市
	広域観光振興事業 事業内容：観光関連諸団体と連携し、広域的な観光誘客を実施 事業効果：エリア内での滞在時間の延長、観光消費額の拡大	稚内市
	合宿誘致推進事業費補助事業 事業内容：スポーツ合宿誘致のための補助金 事業効果：スポーツ合宿を通じた交流人口の拡大など	民間
・その他	稚内ブランド推進事業 事業内容：地域の特産品等をブランド認定。プロモーションを実施 事業効果：特産品等の販路等拡大、経済の活性化	民間
	水産振興制度資金支援事業 事業内容：水産業経営安定化の制度資金に係る利子等補給 事業効果：漁業経営等の近代化、安定化による持続的発展	稚内市
	労働者対策事業 事業内容：シルバー人材センターの運営等に対する補助等 事業効果：高齢者就業機会の確保、人材不足の解消など	民間
(11) その他		
・港湾	稚内港改修国直轄事業	国
	稚内港改修国庫補助事業	稚内市

	海岸保全国庫補助事業	稚内市
	宗谷港改修国直轄事業	国
	稚内港維持管理事業	稚内市
	宗谷港改修単独事業	稚内市
	海岸保全単独事業	稚内市
	引船整備事業	稚内市
	稚内空港国直轄事業	国

#### (4) 産業振興の促進

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 23 条及び第 24 条を適用し、産業振興を促進する区域及び業種、また当該業種の振興を促進するために実施する事業内容については、次のとおりとする。

産業振興促進区域	業 種	計 画 期 間	事 業 内 容
稚内市全域	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで	上記の「(1)現況と問題点」及び「(2)その対策」の各項目に記載のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### ①公共施設

適正な維持管理を行い、既存施設の有効活用を図るとともに将来的な施設管理の形態について検討していく。また、観光客等の利用実態に応じて施設の機能強化等についても検討していく。

##### ②インフラ資産

適正な維持管理を行い、既存施設の有効活用を図るとともに将来的な施設管理の形態について検討していく。また、施設の利用実態等に応じて、適切かつ効率的な管理運営や施設の機能強化を図っていく。

### 3. 地域における情報化

#### (1) 現況と問題点

インターネットやスマートフォンが生活の不可欠なインフラとして定着する中、生成 A I (人工知能) の急速な普及やデータ活用の高度化、さらには Society5.0 の実現を支える 5G の普及など、デジタル技術は、今や日々の生活や経済活動の基盤となっている。一方で、都市部と地方における通信品質の差や、地理的条件に左右されない安定した通信環境の確保は、依然として地域活力の維持に向けた最重要課題の一つである。

ポストコロナにおける新たな生活スタイルが社会に根付くとともに、人口減少や少子高

齢化に伴う労働力不足が深刻化する中、産業・教育・医療など、あらゆる分野において、単なるデジタル技術の導入に留まらない「デジタルトランスフォーメーション（DX）」による抜本的な変革が加速している。こうした流れも受けながら、今まで以上に大規模災害時においても途絶えることのない強靱な情報通信基盤の構築が求められている。

国においては、デジタル庁を中心に「自治体情報システムの標準化・共通化」が進められ、社会全体のデジタル化は実装のフェーズへと移行している。デジタル化の利便性を誰もが享受できるよう、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現に向けた、高齢者等へのデジタル活用支援（デジタル・デバйд対策）を一層強化していく必要がある。同時に、情報の安全な取り扱い（情報セキュリティ）の徹底や、AI 利用における倫理的課題についても、市民に対して丁寧な周知と説明を行い、信頼に基づいたデジタル社会の構築を目指していくことが求められる。

## （２）その対策

### ①デジタル技術を活用した地域課題等の解決

行政や民間・地域コミュニティの枠組みを超えた「官民共創」を加速させ、生成 AI やデータ利活用等の先進事例を積極的に収集・展開することで、地域課題の解決や新たな事業の創出を促す環境づくりを進める。

あわせて、職員のDXに対する意識醸成やリテラシーの向上を図り、デジタル技術を業務効率化や付加価値の高い施策立案に直結させることができる人材の育成を目指す。

### ②誰一人取り残さない人に優しいデジタル社会の実現

デジタル技術の活用が導入する側の利便性のみを追求するような、一方的なものとならないよう、徹底した「利用者視点（UX）」に基づいたサービス設計を推進する。施策等の対象や導入後の成果を明確にするとともに、情報格差（デジタル・デバйд）が生じることのないよう、相談窓口の開設などによるフォローアップ体制の充実を図る。

## （３）事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展施策区分：３．地域における情報化

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
(１) 電気通信施設等情報化のための施設		
・テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	難視聴デジタルテレビ中継局管理運営事業	稚内市
(２) 過疎地域持続的発展特別事業		
・情報化	行政情報化事業 事業内容：庁内のデジタル化等の推進、セキュリティ対策の実施	稚内市

	事業効果：業務のDX、デジタル社会の実現	
	情報システム管理運営事業 事業内容：国のシステム統一化と連動したシステムの更新等 事業効果：住民の利便性向上、デジタル社会の実現	稚内市
・デジタル技術活用	地域デジタル化推進事業 事業内容：住民の暮らし向上のためのデジタル技術活用 事業効果：住民の利便性向上、デジタル社会の実現	稚内市

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### ①インフラ資産

健全な状態を維持しながら長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努める。

#### 4. 交通施設の整備、交通手段の確保

##### (1) 現況と問題点

##### ①道路

本市につながる主要道路として、道央から国道40号、オホーツク海沿岸から国道238号、日本海沿岸の道道106号があり、地域の物流や移動の中心として機能している。現在、国道40号では天塩防災事業が進められており、今後のさらなる整備促進に期待が寄せられている。

市道については、効果的・効率的な維持補修を行うとともに、計画的な道路整備が求められており、また、橋梁についても老朽化が進んでいることから、「稚内市橋梁長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕を行っていく必要がある。

冬期間の除排雪作業に対する市民ニーズが年々多様化する中、「稚内市雪対策基本計画」を策定し市民ニーズにきめ細かく対応できるよう、除排雪体制の構築に努めているところであり、引き続き、効果的・効率的な雪対策事業を推進していく必要がある。

##### ②交通

鉄道は、宗谷本線で旭川と結ばれており、旭川まで特急が1日2便、札幌まで特急が1日1便で、札幌までの所要時間は約5時間で運行しているが、利用者の利便性を高めるために、さらなる移動時間の短縮が求められている。一方で、JR北海道は国からの支援のもと、利用者の少ない駅を廃止するなど経営再生を進めているところであり、今後の動向に注視しつつ、沿線自治体等とも連携しながら、強い危機感をもって宗谷本線の維持・存続に向けた議論・取組を進めていく必要がある。

また、札幌までは夜行便を含め都市間バスが1日6便運行されている。

空路は、市内中心部から東に約12kmの位置に稚内空港があり、札幌と東京へは通年

運航されている。平成 25 年からは、フジドリームエアラインズによるチャーター便が就航しており、総体的な利用者数は増加しているが、通年運行による利用者数は伸び悩んでいる。また、冬期間における空港の就航率向上を図るため、滑走路延長工事のほか、除雪車両の増設や気象レーダーが新設されたが、依然として横風の影響による欠航便が多い状況にあり、横風を回避するための新たな滑走路の整備が望まれる。

本市と利尻・礼文を結ぶ利礼航路は、島民にとって重要な生活路線であるとともに、観光客が離島を訪れるための交通手段となっており、安定的な航路の確保と充実が必要とされている。

自家用車の普及や人口減少などにより、公共交通の利用者は年々減少しており、特に郊外部におけるバス路線の維持は非常に厳しい状況にあるため、住民生活を守りつつ効率のよい公共交通体系を構築するため、バスの路線変更や乗合タクシーの導入を図っている。公共交通には、地域住民や観光客の利便性のさらなる向上が求められているほか、地球温暖化防止などの環境対策としてもその重要性が見直されている状況でもあることから、今後も行政が適切に関与しながら、総合的かつ戦略的に事業を展開していく必要がある。

【交通機関別乗客数の推移】

(単位：人)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鉄道（稚内駅・南稚内駅乗降客数）	53,800	30,300	29,200	33,900	35,900
飛行機（稚内空港乗降客数）	203,734	67,266	77,172	147,735	172,929
路線バス（市内線利用人員）	708,431	593,148	593,473	631,399	644,423
離島フェリー（稚内～利尻・礼文）	328,270	140,600	131,602	202,649	234,795

※飛行機及び離島フェリーについては暦年

資料：稚内市統計書

## (2) その対策

### ①道路

#### a. 道路整備の推進

生産物輸送の円滑化・効率化の向上や、歩行者・自転車が安心して通行できるように、道路の整備を行うとともに、快適な歩行空間の創出に向けた検討を進める。また、橋梁の長寿命化も含めた計画的な維持管理や改良を行うなど、優先度に応じた道路整備に努める。

#### b. 河川環境の確保

良好な河川環境の確保に努めるほか、必要に応じて国・道へ改修を働きかける。

#### c. 除雪対策への取組

冬期間の安全な車両通行と歩行者空間を確保するため、道路への雪だしや路上駐車に対するマナーの意識向上について、市民へ周知を徹底していく。また、効率的な除雪体制の構築や計画的に除雪機械等を整備することで、現状の除雪体制を維持するとともに、市民との協働による、除雪弱者への支援体制の充実に取り組む。

## ②交通

令和6年3月に策定した「稚内市地域公共交通計画（2024年度から2028年度）」において4つの基本目標を設定し、目標達成に向けて取組を進めている。

### 《稚内市地域公共交通計画における基本目標》

#### 基本目標1. 守るべき既存交通機関の利用促進と利便性の向上

公共交通の利用者数減少や運転手不足は、交通事業者の経営努力のみで解決することが困難な問題であり、官民の連携はもとより、市民の理解無くして改善することはできません。

本市では、国が掲げる「地域公共交通のり・デザイン」に則り、既存の交通機関を維持するだけでなく、観光・医療・介護など、様々な分野との共創事業により、公共交通の利用を促進し、共創事業全体での利便性向上を目指します。

併せて、交通基盤となっている路線バスをはじめ「守るべき既存交通機関」の必要性を市民が主体的に考え、行動に移すきっかけづくりに取り組みます。

#### 基本目標2. 地域に即した効果的な交通体系の再構築

地域人口の少ない郊外地域では、デマンド型\*の「乗合タクシーの運行」や「スクールバスの住民混乗」など、多様な交通サービスを導入し、地域住民の移動手段を確保してきました。

減少を続ける人口に対し、これまでの交通体系をそのまま踏襲して維持していくことは困難であることから、官民連携のもと、地域住民との意見交換を通して利用者属性や移動ニーズを把握して、課題を抽出することにより、現状の交通体系に捉われず、メリハリのある効果的な交通サービスの再構築に向けた検討を進めます。

#### 基本目標3. 広域交通の充実とシームレスな二次交通の実現

宗谷圏域の中心市であり、交通の結節点である本市は、鉄道をはじめ多様な広域交通機関が存在しています。それぞれの広域交通機関が有する強みを活かし、地域住民や観光客が自由に「まち」と「まち」を移動できる環境の維持と利便性の向上を目指します。

また、多種多様な交通機関同士の接続（乗り継ぎ）に課題があることから、継ぎ目の無い円滑な接続（シームレス）の実現に向けた協議・検討を進めるとともに、交通事業者の個別事情を考慮した上で、解決策となる共創事業の検討を進めます。

#### 基本目標4. 採算性と公共性が調和する交通体系の維持・構築

利用料金の助成などの「経済的負担の軽減」は、利用者に対して直接的な影響をもたらしますが、“公共”交通は皆の支えで成り立つものであり、将来にわたって持続させていくためには、採算性と公共性の調和が重要となります。

「利便性の向上」の追求によって、これらの調和が崩れ、市民の移動手段が失われることのないよう、客観的視点からも公共交通の在り方を分析し、持続可能な交通体系の構築を目指します。

### (3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分：4. 交通施設の整備、交通手段の確保

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
(1) 市町村道		
・道路	単独地方道路整備事業（改良 L=3,000m）	稚内市
	道路ストック整備事業（改良 L=840m）	稚内市

	副港通道路整備事業（改良 L=630m）	稚内市
・橋梁	橋梁長寿命化整備事業	稚内市
（２）農道		
・農道	稚内地区道宮集乳農道整備事業（改良 L=6,400m）	北海道
（８）道路等整備機械等		
・除雪機械	除雪機械等整備事業	稚内市
（９）過疎地域持続的発展特別事業		
・公共交通	稚内市地域公共交通活性化協議会補助事業 事業内容：住民、交通事業者等による持続可能な公共交通の実施・検討 事業効果：持続可能な地域公共交通の構築	民間
	生活交通対策事業 事業内容：郊外住民の生活交通確保に係る交通事業者に対する補助金等 事業効果：住民及び観光客等に必要な交通手段の確保	稚内市
	宗谷本線活性化推進事業 事業内容：宗谷本線に対する市民等の意識醸成、利用促進 事業効果：宗谷本線の維持・存続	稚内市
・交通施設維持	道路橋梁維持管理事業 事業内容：日常生活に不可欠な道路橋梁の適切な維持管理 事業効果：道路交通の円滑化、安全性の向上、災害時の導線確保	稚内市

#### （４）公共施設等総合管理計画等との整合

##### ①インフラ資産

適正な維持管理を行い、既存施設の有効活用を図るとともに将来的な施設管理の形態について検討していく。また、施設の利用実態等に応じて、適切かつ効率的な管理運営や施設の機能強化を図っていく。

## 5. 生活環境の整備

### （１）現況と問題点

#### ①上水道

上水道については、大正14年の給水開始以来、水需要の増加に対応した拡張事業を行い、現在、給水区域内における普及率は100%となっている。上水道は市民生活や産業振興に必要不可欠な基盤施設であり、今後も安定した供給に努める必要がある。

## ②下水道

下水道については、昭和59年に終末処理場が完成して一部区域の供用を開始して以来、計画的に整備・普及を推進するとともに、必要に応じて施設の維持管理や改築・修繕などの事業を実施してきたが、人口減少や少子高齢化社会の到来、節水型社会への変化など社会的要因が変化しており、下水道の整備方針についても大きな転換期を迎えている。

これらを踏まえ、「稚内市下水道ストックマネジメント計画」及び「稚内市上下水道耐震化計画」に示す今後の更新需要と計画に基づき、必要な取組の推進に努める必要がある。

## ③公衆衛生

本市においては、環境負荷を低減する循環型社会の形成を目指して、家庭系ごみ処理の有料化や、容器包装プラスチックをはじめとする資源物の分別、生ごみの中間処理など、様々な取組を進めることにより、ごみ排出量の削減やリサイクル率の向上など一定の成果をあげている。

ごみ処理を取り巻く状況は日々変化していることから、令和8年3月に「稚内市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行い、ごみ排出量やリサイクル率など新たな数値目標を定め、その進捗状況を管理しながら計画の着実な推進に努めているところであり、ごみ排出量の削減等に関する啓発活動を通じて市民意識の向上を図りながら、循環型社会の形成を進めていく必要がある。また、騒音や悪臭などの公害対策や公衆衛生環境の確保についても、良好な生活環境を維持していくため、引き続き必要な対策を講じていく必要がある。

【ごみ排出量及びリサイクル率の推移】

(単位：g・%)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ごみ排出量(1人1日あたり)	1,310	1,306	1,317	1,314	1,212
リサイクル率	20.9	21.8	21.2	21.6	22.3

資料：稚内市生活衛生課

## ④消防・救急

本市では、豊富町・猿払村とともに稚内地区消防事務組合を組織し、消防署・消防団が連携し、各事業所や危険物施設の防火管理体制の確立や市民の防火意識の醸成などに取り組んでいるが、さらなる総合的な消防力の強化が求められている。救急・救助活動については傷病者の救命率の向上と円滑な救助活動のため、救急救命士の継続養成と救急業務の高度化に伴う資機材等の充実のほか、応急手当知識の普及啓発への取組が求められる。

また、近年においては自然災害が頻繁に発生するなど、災害の形態に応じた迅速な対応が求められており、緊急通報指令装置等の通信網に関しては、災害等に左右されない強靱な通信環境基盤の確保や、必要な資機材の定期点検や計画的な更新など、市民の命や財産を守るため、万全の体制を構築・維持していく必要がある。

【火災件数・救急活動・救助活動の状況】

(単位：件・人)

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
火災件数	発生件数	17	3	15	10	13
	死者数	0	0	1	2	0
救急活動	出動件数	1,420	1,419	1,556	1,732	1,591
	搬送人員	1,316	1,302	1,454	1,615	1,489
救助活動	出動件数	37	41	31	35	43
	救助人員	34	23	12	25	28

※稚内市分のみ

資料：稚内地区消防事務組合

## ⑤防災

本市は、比較的災害の発生が少ない地域であるものの、平成28年の熊本地震や平成30年の胆振東部地震、令和6年の能登半島地震、近年の大雨や台風被害など、度重なる自然災害の発生に対しては、行政における「公助」では限界があることから、「自助」「共助」の重要性を市民に周知するため、市内全戸へのハザードマップの配布や緊急告知防災ラジオの貸与、防災情報メールの配信、津波避難ビルとして民間企業等との協定の締結など、様々な対策を進めている。

災害発生時に市民の生命、財産を守るとともに、被害を最小限にとどめ、早期に都市機能を復旧させることができる災害に強いまちづくりを目指し、「稚内市地域防災計画」で掲げている防災ビジョンに基づき、市民の防災意識の向上を図り、安全・安心に向けた体制づくりを強化していく必要がある。

## ⑥公園・緑地

公園や緑地は、快適な都市環境の整備と自然保護を目的とし、市民に安らぎをもたらすばかりではなく、訪れる観光客等にも好印象を与えることから、さらなる緑化の推進と地域の特性を活かした景観の保全・活用が求められている。また、憩いや休憩の場としてだけでなく、市民活動の場や災害時の避難場所など、様々な活用が求められており、適正な整備を進める必要がある。

## ⑦住宅施策

豊かな自然と都市機能が調和し、各地区の特性などを活かしたコンパクトで利便性の高い市街地の形成を図るため、まちなか居住を積極的に進めるとともに、住宅建設相談などを通じて、居住人口の拡大を図る必要がある。住宅施策としては、「稚内市住宅マスタープラン」に基づき、公共賃貸住宅整備事業をはじめ、住宅に関する各種施策を実施しているが、空家住宅や耐震化等の早急に取り組むべき課題や、人口減少や少子高齢化を背景とした社会情勢の変化、また、市民ニーズの多様化に対応するための環境づくりが求められており、総合的な住宅施策を展開する必要がある。

## (2) その対策

## ①上水道

市民が安心して使用できる水道水の安定的な供給を行うため、老朽化した水道管路・

浄水施設の計画的更新、整備を推進するとともに、水源の水質保持に努める。

## ②下水道

下水道施設の適切な維持管理を進め衛生的環境を確保するとともに、水洗化率の向上を図る。また、予防保全の実施による長寿命化や地震対策、コスト縮減に努めるなど、「稚内市下水道ストックマネジメント計画」に基づき国の交付金等も活用しながら、計画的な更新等を実施していく。

## ③公衆衛生

### a. 計画的な廃棄物処理の推進

令和6年8月に国が策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、循環型社会形成に向けて新たな基本的方向が示されたことを受け、「稚内市一般廃棄物処理基本計画」において、これまで進めてきた排出抑制、資源の効率的利用、再資源化に関する取組を、市民・事業者との協働により、一層の推進を図り、持続可能な循環型社会の形成を目指していくこととしている。

さらには、処分場やリサイクルセンター、生ごみ中間処理施設の適正な維持管理に努め、現施設の処理可能期間を見据えた上で、次期の施設整備計画等について検討を進めていく。また、近年増加しているエゾシカ等の野生鳥獣捕獲後の適切な処分方法について検討していく。

### b. 3R+Renewable（リニューアブル）の推進

ごみ減量化・リサイクル率向上のため3R※に配慮したライフスタイルや事業活動への転換を進め、廃棄物の減量・有効利用を目的とする各種団体の活動を支援するとともに、マイバック持参等によるレジ袋の削減を促進し、過剰包装の自粛運動などに取り組むほか、さらに再生可能資源への変換という意味のRenewable(リニューアブル)の考え方を取り入れるなど、循環型社会の形成を目指し、SDGsの達成に貢献していく。【※3R Reduce(ごみの発生抑制)、Reuse(再使用) Recycle(再生利用)の頭文字をとった言葉】

### c. 環境対策への意識の高揚

市民・事業者・行政の三者協働による資源物集団回収奨励金事業をはじめ、清掃標語コンクールの実施、資源物や生ごみ等の適正な処理方法に関する普及啓発など、環境対策への市民意識の高揚を図り、分別の徹底を促進していく。また、近年大きな問題となっている食品ロスの削減に向けて、主に外食時における食べ残しを減らすため、開始30分と終了10分前は食事を楽しむ「3010運動」の推進や、「食べきれぬ量の注文」などの呼びかけを促進する。

### d. 環境美化活動の推進

ごみ出しのマナー向上、不法投棄防止に関する啓発活動やパトロール活動など、不適正排出の削減に向けた取組を実施するほか、市民・地域・団体等が行う地域清掃活動、ごみステーション周辺の環境美化活動に対する支援など、地域環境保全の充実を図る。

e. 公害・防疫対策への取組

日常生活を送るうえで支障となる悪臭や騒音など公害の発生防止を図るとともに、やむなく発生した場合は、迅速な改善処理に努めるなど、環境改善への取組を推進していく。また、狂犬病などの予防対策に取り組むとともに、害虫などの発生時には迅速な駆除等の対応に努める。

f. 公衆衛生環境の確保

地域における公衆浴場への支援を継続して行うとともに、火葬場など公衆衛生環境確保のために必要な施設の適正な維持管理に努める。

#### ④消防・救急

a. 火災予防対策の推進

防火意識の啓発活動をはじめ、各事業所の避難訓練の実施や、危険物施設等の防火管理体制の構築のほか、立入検査による防火指導の強化を図るなど、防火安全対策の充実を図る。また、住宅用火災警報器設置の義務づけから10年が経過していることを踏まえ、本体の取り換えに関する適切な維持管理の周知、未設置住宅への設置指導を引き続き進めていく。

b. 消防体制の基盤強化

消防機能の一層の向上を図るため消防車両等の更新・整備をはじめ、安定した通信指令システム環境の確保のほか、消防団との連携や組織の充実強化、広域的災害・大規模災害に対応するための広域応援体制の充実など、持続可能な消防体制を維持していくため、効果的かつ計画的に基盤強化への取組を進めていく。

c. 救急・救助体制の充実

救急救命士や高度な救命措置に必要な資格の取得のほか、救急自動車及び資器材の更新など、救急救命体制の充実に努めるとともに、救命率向上のため、市民の救命講習の受講を推進する。また、多様化する災害や事故等に柔軟に対応できる消防職員の育成を図るため、社会情勢や他事例を参考にした教育・訓練機会の充実を図る。

#### ⑤防災

a. 防災意識の高揚と伝達システムの充実

災害に関する広報活動や市民等を対象とする出前講座を充実させ、広く情報提供を行うとともに、災害時マニュアル、防災マップの更新や、津波浸水域の周知など防災情報を共有し、災害への意識の高揚に努める。また、関係機関との情報連絡システムの強化・拡充を図りながら、災害発生時の市民に対する情報提供のため、緊急告知防災ラジオや防災情報メール配信サービスなど、迅速な情報伝達手段の多様化を図る。

b. 地域防災体制の強化・支援

災害発生時又は発生するおそれがある場合には、国、北海道等関係機関と連携して市民の安全の確保等に当たる。また、「稚内市地域防災計画」に基づき、防災訓練の実施、自主防災組織設置の促進等に取り組み、市民や地域の団体等が自ら防災力を高め、「自助」「共助」「公助」の考え方のもと、それぞれが一体となって活動できる体制づ

くりを進める。

c. 災害予防の強化

河川、治水、津波、土砂、がけ崩れなどの災害が予想される危険区域を把握し、予防対策を推進するとともに、行き止まりや狭隘な道路の解消、住宅密集地の解消や建物の不燃化の推進や、海上における流出油防除対策について強化する。

d. 耐震診断及び耐震化の促進

災害発生時に避難場所となる学校や公共施設などの耐震診断と耐震化を推進するとともに、一般住宅をはじめとする民間の建物に対しても耐震化を促進する。また、上・下水道など建物以外の公共施設についても併せて耐震化を推進する。

e. 国民保護法への対応

テロや武力攻撃等の事態に際しては、全国瞬時警報システム（通称：J-ALERT）による情報を活用し、住民に早期の避難や予防措置を促すため、緊急割込放送による情報伝達を行うとともに、被害の軽減や速やかな対応ができるよう、関係機関と連携を図り、体制の強化に努める。

⑥公園・緑地

a. 公園の整備と緑化の推進

市民の憩いや休息の場、文化やスポーツ・レクリエーション活動の場、また災害時における避難場所といった様々な機能や市民ニーズを踏まえ、地区のバランスを考慮しながら、適正な公園の配置や、公園機能の充実を図るため、附属施設を含めた整備を行う。また、緑豊かな美しい街づくりを進めるため、既存の公園・緑地のストックを活かしながら、コミュニティとの協働による緑化の推進等に努める。

b. 都市景観の向上

標識などを含めた総合的な景観形成を推進するとともに、公共施設の整備にあたっては、周辺環境との調和を図りながら、地域の特性を活かした景観づくりに配慮する。

⑦住宅施策

a. 住環境の整備

少子高齢化、核家族化などに対応した多様なニーズを満たす安全・安心で良質な住宅の供給を図るため、公営住宅の整備、改善をはじめ、民間住宅も含めた住環境づくりに取り組む。また、老朽空家、公営住宅の解体を進めるとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき策定した「稚内市空家等対策計画」により、官民連携した空家対策を推進する。

b. まちなか居住の推進

中心市街地をはじめとする周辺地域をにぎわいある生活交流空間とするため、多様なライフスタイルに応じたまちなか居住を積極的に進める。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分：5. 生活環境の整備

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
(1) 水道施設		
・上水道	水道基幹施設耐震化事業	稚内市
	重要給水施設配水管事業	稚内市
	老朽管更新事業	稚内市
(2) 下水処理施設		
・公共下水道	管渠整備事業	稚内市
	処理場整備事業	稚内市
	合併処理浄化槽整備事業	稚内市
(3) 廃棄物処理施設		
・ごみ処理施設	廃棄物処理施設建設事業	稚内市
(4) 火葬場		
・火葬場	火葬場整備事業	稚内市
(5) 消防施設		
・消防施設	消防施設整備事業	消防事務組合
	消防車両更新整備事業	消防事務組合
	消防水利施設整備事業	稚内市
(6) 公営住宅		
・公営住宅	市営住宅個別改善事業	稚内市
(7) 過疎地域持続的発展特別事業		
・環境	不法投棄防止対策事業 事業内容：廃棄物の不適切処理・不法投棄を防止 事業効果：安全・安心な生活環境の確保	稚内市
	・危険施設撤去 空き家対策事業 事業内容：居住環境を阻害している管理不全の空屋の除却 事業効果：市民と地域の安全確保、良好な生活環境の保全	稚内市
・防災・防犯	緊急告知防災ラジオ等維持管理事業 事業内容：災害時に緊急放送を受信するラジオ等の適正管理 事業効果：災害時の初動の迅速化、危険回避行動の向上	稚内市
	防災情報収集・伝達事務 事業内容：防災行政無線等の維持管理、市民への迅速な情報伝達等	稚内市

	事業効果：災害時における迅速、正確な情報伝達	
	F Mわからない放送事務 事業内容：行政情報の周知、災害時における緊急（割込）放送実施 事業効果：世代による情報格差の解消	稚内市
	住宅・建築物安全ストック形成事業 事業内容：住宅等の耐震診断及び耐震化改修費に対する補助 事業効果：耐震改修を促進し、住居等の安全性を確保	稚内市
	道路・河川大雨対策事業 事業内容：大雨被害に備えた予防保全対策、危険箇所等の監視 事業効果：大雨被害の解消と最小限化	稚内市
・その他	まちなか居住推進事業 事業内容：郊外から市街地への居住誘導、コンパクトシティの実現 事業効果：中心市街地の賑わい創出	稚内市
(8) その他		
・行き止まり等 道路の解消	街区整備事業	稚内市
・公園施設	街区公園等整備事業	稚内市
・救急施設	高規格救急自動車更新事業	消防事務組合

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### ①公共施設

###### 【廃棄物処理施設】

これまでも PPP/PFI の活用により、更新コスト、運営コスト等の縮減が図られているが、引き続き、民間活力の導入やストックマネジメント手法の活用を図っていく。

###### 【消防施設】

老朽化が進行し対策の検討が必要な施設も多くなっていることから、人口減少や消防団員の高齢化等に伴う消防団組織の今後のあり方を検討する中で、総合的な検討を進めるとともに、施設の適切な維持管理に努める。

###### 【公営住宅】

稚内市公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理や長寿命化を実施するとともに、老朽化が著しい建物の用途廃止や解体、除去等を進めていく。

##### ②インフラ資産

###### 【上水道】

「稚内市老朽管更新計画」等に基づき、老朽化した水道管理・浄水施設の計画的な

更新、整備を推進するとともに、適正な管理を進め、衛生的環境を確保する。

#### 【下水道】

「稚内市下水道ストックマネジメント計画」等に基づき、下水道施設の適切な管理を進め、衛生的環境を確保する。

#### 【公園】

都市公園については、稚内市都市公園施設長寿命化計画の方針に基づき、計画的かつ適正に維持管理、長寿命化を図るとともに、その他の公園や緑地等についても、必要な点検、保全を行い適正な維持管理に努める。

## 6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ①地域福祉

急速な少子高齢化による人口減少や価値観の多様化、地域における人との繋がり希薄化などを背景に、病気や介護、子育て、貧困、虐待、DVなど様々な分野の問題が複雑化・複合化する傾向にあり、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、分野を横断した支援体制が必要となっている。

令和7年(2025年)には、団塊の世代が75歳以上となり、全人口の概ね2割が後期高齢者という時代を迎える。高齢者については、これまでも元気な時から介護予防の取組や住民同士で見守りを行う地域の支え合いを推進してきたが、今後は高齢者のみならず、地域に住むすべての人が支援の有無を問わず、互いに支え合いながら一人ひとりが役割と生きがいを持って活躍できる「地域共生社会」の実現が求められており、「第3次稚内市地域福祉計画」に基づき、取組を進めていく必要がある。

#### ②児童福祉

本市では、平成27年度から「稚内市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援サービスなど様々な取組を進めてきた一方、近年、核家族化や働き方の多様化、地域とのつながりの希薄化など、子育て環境は急速に変化しており、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施と、教育・保育の一体的なサービス提供が求められている。

子育て環境の変化を受け、令和6年度に「第3期稚内市子ども・子育て支援事業計画」を策定したところであり、子育てニーズに応じたきめ細やかな支援の充実を図るとともに、子育てに対する不安や孤立感を和らげ、安心して子育てできる環境づくりを進めていく必要がある。

さらに、子どもの貧困や児童虐待など、子育てと子どもを取り巻く問題は複雑化していることから、家庭や学校、地域全体で子どもを健やかに育ていける地域社会の形成

が求められる。

### ③高齢者福祉

全国的に高齢化が加速する中、本市の高齢者人口の割合も年々増加しており、平成 29 年（2017 年）に高齢化率が 30%を超え、令和 6 年（2020 年）には 34.9%となっている。高齢者を取り巻く状況においては、医療や介護に係る給付費の増大、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、介護人材の不足など、様々な問題が表面化しているが、新たに策定した「稚内市高齢者保健福祉計画」や「第 8 期稚内市介護保険事業計画」に基づき、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進がますます重要となっている。

市民一人ひとりの健康づくりを推進し、介護予防に重点を置くとともに、地域で支え合う仕組みづくりや認知症高齢者とその家族への支援体制の充実など、高齢者が生きがいを持ち充実した生活を送り、介護が必要な状態になっても安心して暮らせる環境をつくっていく必要がある。

【高齢者数と高齢化率、認定者数等の状況】（単位：人・%）

年 度	人 口	65歳以上人口	高齢化率	認定者数	認定率	認知症高齢者数
令和 2 年度	33,150	10,992	33.2	1,788	16.1	1,274
令和 3 年度	32,423	10,995	33.9	1,838	16.6	1,280
令和 4 年度	31,811	10,933	34.4	1,831	16.6	1,259
令和 5 年度	31,150	10,824	34.7	1,857	17.0	1,282
令和 6 年度	30,510	10,658	34.9	1,880	17.6	1,307

※各年 9 月末現在

資料：稚内市長寿あんしん課

### ④保健

我が国の平均寿命は世界の中でも最高水準にあるが、高齢化が一層進む中で多くの人が病気や介護などへの不安を抱えている。生活環境などの変化により疾病も多様化しており、生涯にわたって健康で安心した生活を送るためには、疾病の早期発見や感染症などの予防のため、健康診査や検診、予防接種などの受診率・接種率を高めるとともに、健康に関する正しい知識を普及し、健康なからだづくりを促す取組を進める必要がある。このような状況のなか、中学生等を対象としてピロリ菌検査を実施し、胃がんのリスク抑制や若年層からの健康に対する意識づくり等に取り組んでいる。

また、少子化が進んでいることから、妊産婦の健康支援やこれから親になる人への支援体制の充実を図り、安心して妊娠・出産できる環境をつくる必要がある。

## (2) その対策

### ①地域福祉

#### a. 地域福祉や障がいなどに対する正しい理解・意識の向上

地域福祉や障がいなどに対する理解を深めるため、地域、学校、職場などにおける福祉教育や体験学習を推進するとともに、障がいのある人や子育て中の親など、当事者との交流の機会となるイベントや事業を実施する。また、障がいのある人に対する虐待を

防止するため、関係機関と連携しながら、その予防と早期発見に努める。

b. 身近な地域における支え合い活動の活性化

社会福祉協議会などの関係団体や民間企業、NPOが行う福祉活動に対する支援を行うとともに、地域住民がお互いに見守り・支え合う地域づくりやネットワークの形成を推進する。また、市民の地域福祉活動への積極的な参加を推進するため、地域福祉に関する意識啓発や情報提供などを行う。

c. だれもが暮らしやすい環境づくりの推進

障がいのある人など、公共交通機関での移動が難しい人たちの日常生活や地域活動への参加を支援するため、移動手段の確保と移動支援事業等のサービスの周知に努める。また、公共施設や日常生活空間のユニバーサルデザイン化を進め、だれもが移動や活動に制約のない生活が送れる環境づくりを推進する。

d. 総合相談体制と情報提供の充実

高齢、障がい、子ども・子育て支援、生活困窮などの各分野が連携して、情報提供の方法を工夫しながら、必要な人に必要な情報が届くよう努めるとともに、ひきこもりや支援を拒否している人など、自ら相談にくることが出来ない人への働きかけを促進する。また、複合的な相談に対して支援がスムーズに実施できるワンストップ窓口体制の整備を推進する。

e. 権利擁護の推進

認知症や知的障害等で判断能力が不十分な人が、成年後見人制度や日常生活自立支援事業などの必要な制度を利用できるよう、積極的な情報提供を行うとともに、相談体制の充実に努める。

f. 日常生活への支援の充実

障がいのある人やその家族が気軽に安心して相談できる体制づくりを推進し、必要な人が必要な時に利用できる支援の充実に努める。

g. 社会参加の促進と生きがいづくり

障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう、スポーツやレクリエーション活動などへの参加機会を増やすとともに、コミュニケーション支援やノーマライゼーションの推進、ボランティア活動の充実に努める。

h. 就労への支援

障がいのある人が、自身の希望、就労能力や適性等にあった就労先・働き方の選択ができるよう、福祉的就労のみならず、一般就労への移行も視野に入れ、関係機関と連携しサポートの充実に努める。

i. 住まいの場の確保と住環境整備の促進

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、居住の場としてのグループホームの充実を図る。また入所等から地域生活への移行を進めるとともに、地域生活支援の機能を強化するための拠点整備を進める。

## ②児童福祉

### a. 保育所の整備と教育・保育サービスの充実

仕事と家庭の両立支援や各地域における様々な保育ニーズに対応するため、「第3期稚内市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的な判断のもと整備等計画の検討を進めていくこととし、保護者のニーズに合わせた多様な教育・保育サービスの提供に努める。

### b. 子育て交流の推進と支援ネットワークづくり

地域人材の活用を含めた子育てボランティアの育成に努め、子育て支援団体等による地域活動を積極的にサポートし、地域全体で子育てを支援する環境を整える。

### c. 仕事と子育ての調和がとれる仕組みづくり

男女双方が職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備・改善に向けた周知啓発活動の推進に努める。

### d. ひとり親家庭への支援の充実

母子・父子自立支援員や家庭児童相談員を配置し、ひとり親家庭の自立に向けた支援を推進する。

### e. 放課後の子どもたちの居場所づくり

それぞれの地域に最も適した体制づくりを進め、小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努める。

### f. 虐待防止体制の充実

児童虐待の早期発見、早期対応、妊産婦や子育て家庭への相談支援を一元的に行うためこども家庭センターを設置し、誰もが相談しやすい環境の充実に努め、支援を必要とする妊婦やこどもを発見した際には、関係機関と連携し迅速な対応に努める。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく事案を送致するとともに、必要な助言を求められるよう、関係機関との連携を強化し密接な情報共有に努める。

### g. 制度と情報提供の充実

本市のホームページやわからない子育て応援サイト「え〜る」を活用し、子育て支援に関するサービスや子育て相談窓口などの周知に努める。

## ③高齢者福祉

### a. 介護予防と生きがいづくりの推進

地域包括支援センターを核とした地域生活支援事業などを通じて、介護予防を推進する。また、高齢者が社会における活躍の場や居場所を持ち、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、生活支援に資する地域資源の掘り起こし及び生活支援サービスの開発等を担う生活支援コーディネーターと連携し、高齢者が積極的に社会参加できる環境づくりを促進していくとともに、高齢者自らが生活支援サービスの担い手として参画できる仕組みづくりを推進していく。

b. 高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実

介護が必要になっても安心して自宅での生活を継続できるよう、日常生活の支援のほか、介護する家族の負担軽減を図り、在宅生活を支援するとともに、関係機関・事業者と見守りに関する協定を締結するなど、見守り体制の一層の強化を図る。また、担い手となる介護職員の確保や、多職種協働のネットワークの強化を図り、サービスの質の向上に努める。

c. 高齢者等のニーズに応じた生活の場の確保

高齢者が自分らしく、安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、生活支援や介護サービス等の支援を充実し、在宅での療養を推進していくとともに、本市の高齢者人口・世帯状況のほか、状況に応じた居住ニーズを的確に把握しながら、必要に応じて居住系施設等の整備計画を検討していく。また、施設等入所対象者となる要介護高齢者を抑制していくため、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組を強化していく。

d. 認知症高齢者に対する支援の充実

認知症に対する知識と理解についての普及・啓発活動を促進し、相談体制の充実を図り、早期発見に努めるとともに、認知症予防のための閉じこもり防止・余暇活動等を促進する。また、認知症の方や家族等の支え手となる認知症サポーターの養成を推進するとともに、サポーターを対象とした上級講座を通じてサポーターを構成員とする団体（チームオレンジ）の立ち上げや活動できる人材を増やしていく。

さらには、住み慣れた地域で生活できるようサービス基盤の充実を図るため、研修などを通して介護従事者や医療関係者の認知症への対応力の向上を推進していく。

e. 地域包括ケアの充実

高齢者の在宅生活を支援するため、介護サービスを含む福祉サービスのみならず、介護予防、医療、住まい、生活支援サービス（見守り含む）などが、市民のニーズに応じて一体的、体系的に提供できるよう関係者の連携・協力体制の強化を図る。また、増加する虐待にも対応していくために、相談体制の充実を図るとともに、高齢者の尊厳を重視した支援を行う。

今後、少子高齢化を背景に介護サービスの需要と供給の不均衡が懸念される中、これまでの「公助」や「共助」に加え「互助」の力が必要不可欠であり、地域における介護予防の取組とあわせ、地域住民一人ひとりが相互に見守りや生活支援の関係性を構築できる仕組みづくりについて検討を進めていく。

④保健

a. 健康づくりの意識高揚と環境づくり

一人ひとりが自分の心身の状況を把握して、健康を維持できるよう、正しい知識の普及啓発と意識の高揚を図るとともに、健康づくりを行う活動組織の育成を図る。また、関係機関とのネットワークを強化しながら、相談機能の充実を図るなど、特に心の健康づくりと相談・サポート体制づくりに努める。さらに市民の健康保持・増進を

目的に整備した保健福祉センター機能の強化を図る。

b. 生活環境の変化に対応した保健体制づくり

時代とともに変化する生活環境に対応した様々な健康診査・検診体制の充実を図り、受診率を向上させ、疾病の早期発見や感染症防止に努めるとともに、解析結果について、個人へのきめ細やかな保健指導や啓発活動等に活用するなど、一人ひとりの持続的な健康づくりを支援する。

c. 生活に密着した健康づくりの推進

健康増進センター「童夢」や温水プール「水夢館」など様々な施設を活用して、健康づくりのための取組を行うほか、身近な地域で日常的に取り組める健康づくり活動を行う。

d. 食を通じたからだづくり

食は、生涯にわたって健全な心身を培う大切なものであることから、栄養バランスのとれた正しい食生活に関する知識と実践方法について普及・啓発活動を促進していく。

e. 妊産婦の健康支援

妊婦健康診査などの実施により、母体と胎児に影響を及ぼす病気や異常の早期発見に努めるとともに、妊娠から出産、育児に関する理解を深められるよう健康教育や健康相談などの充実を図り、妊産婦の健康の保持・増進に努める。

f. 思春期における教育の推進

学校など関係機関との連携のもと、医師や保健師などの専門職による中学生や高校生などを対象にした思春期における正しい性の知識や、生命の大切さ、男女が共同して家庭を築くことの大切さのほか、乳幼児とふれあう機会を通じて子育てへの理解を深める学習の場の提供など、将来、親になる準備としての教育を推進していく。

g. 妊娠を望む人への支援

不妊治療などに関する医学的な相談や、悩みを抱える夫婦へ精神的・経済的支援体制の充実を図る。

h. 周産期医療体制の充実

医師や助産師などの専門職の確保に繋がるよう、医療機器等の整備を促進し周産期医療体制の充実を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分：6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
(1) 児童福祉施設		
・保育所	子どものための保育給付費支給事業	民間
	市立保育所管理運営事業	稚内市

	へき地保育所管理運営事業	稚内市
・児童館	児童館管理運営事業	稚内市
(2) 認定こども園		
・認定こども園	認定こども園施設整備事業費補助事業	民間
(8) 過疎地域持続的発展特別事業		
・児童福祉	地域子育て支援事業 事業内容：保育士による親子遊びの指導、子育て相談を実施 事業効果：育児不安の解消、同境遇の親同士の交流促進、虐待防止	稚内市
	保育所保護者負担助成事業 事業内容：保育料の負担軽減 事業効果：負担軽減を図り、2、3人目出産のきっかけづくりとする	稚内市
・高齢者・障害者福祉	地域生活支援事業 事業内容：障害者等の日常生活、社会活動等への支援 事業効果：地域での安心・安全な自立した生活に資する	稚内市
	外出支援事業 事業内容：寝たきり等でタクシー利用が困難な方の移動手段の確保 事業効果：通院、社会活動などの社会参加を促進	稚内市
	高齢者社会参加活動事業 事業内容：社会参加を促進するためバス乗車負担を軽減 事業効果：社会参加の促進と健康増進を図る。	稚内市
	高齢者入浴支援事業 事業内容：健康増進センター等の入浴料について負担軽減 事業効果：社会参加の促進と健康増進を図る。	稚内市
	緊急通報装置給付運営事業 事業内容：生活に支障のある単身高齢者世帯等への緊急通報装置設置 事業効果：急病や火災等の緊急時への対応強化	稚内市
	簡易型緊急通報装置給付運営事業 事業内容：生活不安のある単身高齢者世帯等への簡易通報装置の設置 事業効果：緊急時における対応強化、不安解消	稚内市
	・その他	稚内市社会福祉協議会運営費補助事業 事業内容：社会福祉協議会の運営等に対する補助金 事業効果：地域福祉の増進
民生児童委員活動支援事業 事業内容：民生委員・児童委員の活動支援 事業効果：委員の資質向上、活動の充実・強化		民間

	不妊治療費助成事業 事業内容：保険適用外の不妊治療経費に対する助成 事業効果：少子化の抑制、人口増加	稚内市
(9) その他		
・健康増進施設	健康増進センター管理運営事業	稚内市

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### ①公共施設

###### 【子育て支援施設】

教育・保育の一体的な提供を進め、子育て支援施設の適正な維持管理を行うとともに、「稚内市子ども子育て支援事業計画」等に基づき、子育て支援策全体を議論する中で、適正な施設配置についても検討していく。

###### 【保健・福祉施設】

保健施設については、既存施設を適正に維持管理し有効活用を図る。福祉施設については、学童保育所や児童館としても使用されていることから、それらの機能維持も含め、近隣施設との統廃合等も視野に入れた施設の在り方についての検討を進めていく。

## 7. 医療の確保

### (1) 現況と問題点

近年、医師の都市部への偏在が問題となっており、本市においても、医療制度改革などによる市立稚内病院の診療体制の縮小を余儀なくされている。

市立稚内病院は、宗谷圏域唯一の総合病院であり、24時間365日対応する二次救急医療機関として圏域住民の生命と健康を守っているが、医師をはじめとする医療従事者の不足による過酷な勤務状況や診療科の減少、さらには、医師確保対策や出張医勤務等に要する経費が嵩むほか、国が医師偏在対策を行ってもなお医療資源の乏しさが解消されない圏域であり、他の医療機関との機能分化・連携強化も容易でない地域事情など、多くの問題を抱えている。このような中で、一次医療の担い手となる新たな診療所開設を促すための開業医誘致制度の整備や、地域全体で地域医療を考え守るための組織「地域医療を考える稚内市民会議」の設立など、医師の確保対策に取り組んでいる。

医療機関や行政、地域が役割分担と連携を図りながら、市民が住み慣れた地域でいつでも安心して確実かつ持続的な医療サービスが受けられる医療体制をつくっていく必要がある。

(2) その対策

① 医師、看護師、助産師、医療技術者の確保

市民や医師会などの協力を得ながら、さらなる開業医の誘致を進めるほか、地域医療に従事する医師等の確保に努める。

② 医療機能の役割分担と病診連携の推進

市民がいつでも安心して適切な医療サービスが受けられるよう、プライマリ・ケアを担う診療所と急性期・慢性期医療などに対応する病院が、それぞれに有する機能や特性を活かし役割分担を明確にしながら、効率的・効果的な医療サービスを提供していくため、病診連携を一層推進する。

③ 市立稚内病院の機能強化と健全経営

中・長期的な将来展望を踏まえ、医師・看護師等の医療従事者の安定的な確保に努めるとともに、医療設備の充実を図り、地域の医療動向を踏まえながら地域のセンター病院として医療機能の強化を推進する。また、さらなる経営努力により、経営の健全化に努める。

④ 救急医療体制の充実

救急外来受診に対する市民への意識啓発を行うとともに、関係機関との連携を強化し、救急医療体制の充実を図る。

⑤ 地域で医療を支える取組の推進

「地域医療を考える稚内市民会議」を中心として、地域全体で市立稚内病院をはじめとする病院や診療所を支えるという意識の醸成に努め、市民一人ひとりができることから取組を進められるよう、必要な知識・情報の普及啓発に関する取組を進めていく。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分：7. 医療の確保

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
(1) 診療施設		
・病院	施設整備事業	稚内市
	医療機器整備事業	稚内市
(3) 過疎地域持続的発展特別事業		
・民間病院	地域医療対策推進事業 事業内容：開業医誘致、救急医療の確保、市民主体の医療確保対策 事業効果：地域医療の確保、安心して豊かな生活の持続可能性の向上	稚内市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

①公共施設

高齢化が進展し、病院機能の分化・連携、在宅医療の推進と地域包括ケアシステムの構築により、医療提供体制が大きく変化するなかで、地域に必要な医療の安定、継続的に提供できる体制の充実に取り組むため、国の医療政策動向を踏まえた経営改革プランに基づき、中・長期的な視点で維持・更新を進めていく。

8. 教育の振興

(1) 現況と問題点

①幼児教育

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う意味で非常に重要な時期であり、子どもたちは、生活や遊びの中で様々な経験を通じて成長していくため、子どもたちに質の高い教育・保育の一体的な提供を行うことが必要である。幼稚園や保育施設においては、集団生活の中で社会性を養うとともに、小学校とも連携した多様なニーズに即した教育環境の充実が求められている。集団生活における基本的な生活習慣を身につけ、自立心を養うことにより、子どもたちの心身の調和がとれた健やかな成長を促す必要がある。

【就学前児童（3～5歳）の状況】 (単位：人)

区 分	令和4年			令和5年			令和6年		
	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
保 育 所	72	84	75	70	74	85	62	76	63
幼 稚 園	60	79	84	65	61	75	48	64	63
認 定 こ ど も 園	38	29	45	40	40	29	38	39	39
在 宅	11	4	4	9	6	2	9	8	2
合 計	181	196	208	184	181	191	157	187	172

※各年5月1日現在

資料：稚内市子ども課

②義務教育

本市では、児童・生徒の確かな学力を育成するため、基本的な生活習慣、人間関係や学校生活のルールを指導しながら、一人ひとりに応じた指導の充実を図るとともに、教員が児童・生徒に向き合える指導体制を確保するため、教員負担の軽減に取り組んでいる。

また、退職教員による放課後学習の機会を設け、学力向上に取り組んでいるほか、授業でのICT機器の積極的な導入・活用により、児童・生徒が興味・関心を抱き、確かな学力につながる授業づくりを進めるとともに、令和2年度には国のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒1人1台のタブレット端末を整備・活用している。

少子化により児童・生徒数が減少することは、学校が小規模化し、集団での授業・生活の実践に支障をきたすだけでなく、教員数も減少することで学校経営自体にも大きな影響を及ぼすものであり、学校が地域コミュニティの拠点、地域の防災拠点としても重

要な役割を担っていることから、学校の存続・廃止が地域に多大な影響を与えることが懸念される。このため、学校・地域・家庭が一体となって、児童・生徒の教育環境の充実や教育活動に取り組んでいく、コミュニティスクール制度の導入が求められている。

地域特性を活かした「特色ある学校づくり」を進め、教育環境を改善して子どもたちの可能性を伸ばすため、成長に応じた適切な教育の実現を図る必要がある。

【児童数・生徒数の状況】

(単位：人)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学生	1,460	1,418	1,362	1,313	1,268
中学生	780	742	687	678	658
高校生	877	855	847	780	729
合計	3,117	3,015	2,896	2,771	2,655

※各年5月1日現在

資料：稚内市統計書

③高校・大学教育

北海道による高等学校の再編統合計画により、平成25年に公立高等学校が2校から1校に減少し、現在、公立高等学校が1校、私立高等学校1校、4年制の私立大学が1校となっている。今後については、令和3年に示された北海道の公立高等学校配置計画により、令和7年度から令和10年度の間、宗谷学区全体で1～2学級に相当する中卒者の減少が見込まれ、定員調整等の検討が必要であるとされており、生徒たちの進学や地域発展への影響が懸念される。

大学については令和2年度から新たな学校法人が経営に参画し、経営再建に向けて学生募集の強化やコスト削減、収入確保に取り組んでいるほか、令和3年度からは道外にサテライト校、留学生別科を設置するなど、強力で再建策を推し進めている。

今後は、老朽化したネットワーク設備の大規模更新を行い、デジタル化に伴う学生の多様な学びに応える教育環境の充実を図るとともに、宗谷管内唯一の高等教育機関として、小中高とその専門性を活かした教育連携を行うなど、地域から期待される人材育成教育を継続し、学生のみならず一般市民も気軽に足を運び、市民ぐるみで学びを共有できる教育機関として確立するため、連携・協力を図っていく必要がある。

④生涯学習

市民が年齢・性別・国籍・障がい等の有無にかかわらず、社会の対等な構成員として、それぞれの個性を発揮できる社会を構築するため、意識啓発や学習活動の支援は重要な課題である。

生涯学習は、一人ひとりが自らの人生を楽しく豊かにするために、家庭・学校・職場・地域社会において、自由な意思に基づき、自分に適した手段・方法により生涯を通じて行う学習活動であり、その活動は個人の人生観に深く関わっているが、社会情勢や経済構造、そして生活環境やライフスタイルの変化に伴い、学習欲求や活動も多様化・高度化している。

生涯学習を推進していくためには、市民一人ひとりの学習活動を促進することを基本

に、その成果を活かせる機会をつくること、学ぶ意欲のさらなる向上や活気ある地域コミュニティづくりに繋がることから、主体的に参加する市民を育てる必要がある。

#### ⑤生涯スポーツ

本市は、昭和 56 年に「スポーツ都市宣言」を行い、生涯スポーツ社会の実現に向けて様々な事業を展開してきたが、少子高齢化や人口減少が進む中、各種大会や事業への参加者数の減少をはじめ、中高等運動部活動及びスポーツ少年団の指導者不足や子どもの体力低下、中学校部活動の地域展開に向けた指導者の確保や受け皿づくりの課題のほか、活動場所となるスポーツ施設の老朽化対策など、本市のスポーツを取り巻く環境の充実・整備が求められている。

また、年齢や性別などに関わらず、誰もがスポーツに主体的に取り組めるよう、より気軽にスポーツに親しめる機会の充実を図るとともに、スポーツ活動を通じて生涯にわたり心身ともに健康的なライフスタイルを実践できる環境づくりが求められる。

### (2) その対策

#### ①幼児教育

##### a. 幼児教育の充実・強化

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供するとともに、施設整備等の良質な環境の確保と、子どもの育ちを支援する者の専門性の向上を図る。

##### b. 就学前教育の推進

幼児期からの継続した発達支援と小学校教育への円滑な接続を図るために、就学前児童の保育者、保護者への専門的な助言や支援等を行うとともに、必要に応じて就学先の小学校へ情報提供するなど、より良い就学を支援する。

##### c. 子育て家庭の学習機会の充実

幼稚園や保育施設において、家庭教育の重要性を啓発し、親は親として成長しながら子どもの成長とともに歩めるよう支援する。また、親育ちに関する学習機会の提供に努め、健やかな子どもの成長を支援する。

#### ②義務教育

##### a. 義務教育の充実・強化

できたことをほめ、認める指導により学習意欲を高めるとともに、少人数教育などの指導方法の工夫・改善を行い、達成感を実感できる「わかる授業」を実現する。また、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な経済的支援に努める。

##### b. 外国語教育、国際理解教育の充実

児童・生徒の国際感覚を養い語学力の向上を図り、外国語指導助手などを配置して小・中学校などにおける外国語授業の強化と、外国語担当教員に対する研修の充実を図る。

c. 「確かな学力」の育成

学力検査の結果を検証し、各校の課題を把握するとともに、児童・生徒一人ひとりの興味・関心を活かせるよう、実態に即した指導計画を作成・実施する。また、児童・生徒一人ひとりが、学ぶ意欲を持ち、課題を見つけ自らが主体的に取り組むことができる環境づくりを進め、放課後学習の実施やタブレット端末等のICT機器を活用した学習に取り組むなど、家庭・地域と連携を図りながら学力の定着に取り組む。

d. 食育の推進

体験学習、出前講座、食育授業などの取組や、学校給食の場を通じて、地域の食文化、地場産業、自然の恵みに対する理解を深め、食への感謝と郷土を愛する心を育む取組を行う。

e. 教職員の研修機会の充実

学習指導や生徒指導に活かせる実践的な研修を計画的に行い、教職員の資質向上を推進する。

f. 教育相談の充実

いじめや非行などの問題行動や不適応傾向の未然防止、早期発見・早期対応のため、実態把握と教育相談活動の充実を図り、家庭・地域や教育関係機関とのネットワーク強化に努める。

g. 地域に根ざした学校経営の推進

地域と連携を図りながら、地域の資源を活かした教育活動を行うとともに、積極的な情報提供と外部評価の充実を図るとともに、学校運営協議会による、開かれた学校づくりに努める。

h. 小・中連携による一貫した教育体制の構築

小学校から中学校への円滑な移行と、成長や発達段階に応じた適切な教育支援を行うため、教育課程の改善と効果的な指導に連続性をもたせるなど、義務教育9年間を見通した小中一貫の教育システムを構築する。老朽化等による学校施設の更新については、義務教育学校への再編・設置を積極的に検討するなど、小中一貫教育システムの確立を目指す。

i. 学校規模の適正化

学校の再編については、児童・生徒の学習環境の改善を念頭に、市街地と郡部の地理的・地域的な実情や、小学校・中学校それぞれの特性に十分配慮しながら、本市に適した学校再編について検討を行う。

j. 施設の適正な維持管理と整備促進

令和7年度に稚内中学校の改築が完了し、市内小中学校の耐震化率が100%となった。今後は「稚内市学校施設長寿命化計画」に基づき、校舎や体育館など学校施設の適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じて改修や改築を行う。

### ③高校・大学教育

#### a. 高等教育の充実と環境整備

高等学校のあり方については、生徒数の推移や地域社会から求められる役割など、本市にふさわしい高等学校のあるべき姿を検討するとともに、公立校については、設置者である関係機関に対して必要な措置等の働きかけを行う。

また、私立高校は、市民の要望を踏まえ私学という立場から展開できる独自の教育活動が図られるよう、必要な支援を行っていく。

大学については、継続的な発展に資するため、必要な支援を行うとともに、地域密着型の大学として、その専門性を活かし地域の小中高等学校と連携した取組が可能となるよう、情報共有や連絡調整等の支援を行う。

#### b. 奨学金制度の充実

国では高校授業料無償化制度や高等学校等就学支援金制度などが実施されているところであり、本市の奨学金制度についても、引き続き、社会情勢の変化などを考慮し、他制度の研究等を踏まえながら、制度内容の充実を図っていく。

#### c. 修学資金貸付制度の継続と充実

地元で高等教育を根付かせ、経済的な理由により学生が学びの機会を失うことがないように、社会情勢などを考慮しながら、制度の継続や内容の充実について検討を行う。

#### d. 産官学による共同研究の推進や生涯学習機会の提供

大学と綿密な連携を保持しながら、市民に身近な教育機関となるよう、市民に対して生涯学習機会を提供するとともに、地域産業との結びつきを強めることで、地域振興・地域活性化に繋がられるよう連携・協力を図っていく。

### ④生涯学習

#### a. 学習支援体制の充実

学習活動を行う団体、サークルなどの育成に努めるほか、活動の場の確保と人材の育成を図る。また、ライフスタイルや学習ニーズに対応した内容の研修会・講座を開設する。

#### b. 社会教育施設の充実

図書館などの社会教育施設は、市民の自発的な学習活動の活性化を図るため、市民にとって利用しやすく有効に活用されるよう運営の充実を図るとともに、科学館や水族館については、環境を学ぶ機会として自然の生態系や南極などをテーマとした自然科学などに接する場として充実を図る。

#### c. 生涯学習の基礎づくりと学習機会の充実

生涯学習社会の実現のため、その基礎となる家庭教育、学校教育、社会教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会との連携により教育力を向上する。また、文化やスポーツ活動をはじめ、あらゆる分野において、各世代の多様な学習ニーズを的確に把握し、関係機関、団体、企業などとの連携により、市民がより身近なところで

取り組めるよう、効果的な学習機会の充実を図る。

d. 学習成果の還元

学習の成果を評価し、その成果を地域に還元していくことが、学習者の意欲を引き出し、能力を高めていくことにつながるため、学んだ成果を発表できる機会を充実するとともに、その成果を生涯学習事業やボランティア、地域活動などの地域社会づくりに活かすことができる仕組みをつくる。

e. 生涯学習のための施設の充実

学習や交流の場となる関連施設に、専門的知識を持つ職員や指導者を配置して、必要な情報提供と学習プログラムの企画・立案などを支援するとともに、市民と施設の運営方法などについて検討し、より身近な利用しやすい施設運営を行う。また、既存施設の有効活用を図りながら、生涯学習の場の提供に努める。

f. 指導者・ボランティアの育成

学習活動を支援する指導者やボランティアの育成を図り、連携を強化していくとともに、人材を必要とする地域や学校への情報発信に積極的に取り組む。また、社会教育関係団体や自主的な学習サークルの育成と活動を支援する。

g. 青少年交流事業の推進

他都市との交流を通して社会性を育み、また、他の地域の風土や慣習に触れることで視野を広げるとともに、地域性の違いや本市の良さの再認識を促すことにより、豊かな心の育成を図る。

## ⑤生涯スポーツ

a. 生涯にわたる市民スポーツ活動事業の促進と充実

生涯スポーツ社会の実現に向けて、魅力あるスポーツ活動、健康づくり事業を展開するとともに、情報提供の充実に努め、地域住民が主役となって、自ら運営・管理をする総合型スポーツクラブの育成と普及を、各関係団体などの協力の下で進めていく。

b. スポーツ振興のための指導者の養成・確保

各関係団体と連携を図りながら、生涯スポーツ、競技スポーツのニーズの多様化・高度化に対応できる指導者の養成・確保に努める。

c. 競技力の向上と豊かな人材の形成

子どもたちのスポーツに対する興味や意欲を高め、豊かな人間性とたくましい体力を育み、活力ある社会の形成に役立つ選手の育成を進める。

d. 学校における体育・スポーツ活動との連携と充実

学校における部活動の実態を調査し、生徒の個性とスポーツニーズを尊重した柔軟な活動を促進するほか、生徒の多様化する価値観に対応できるよう、受け皿として地域クラブや総合型地域スポーツクラブの活用も視野に入れながら、具体的な改善に取り組むとともに、各種大会出場への支援も行う。

e. スポーツ施設の整備と活用

本市のスポーツ推進を図るために、施設の効果的・効率的な運営に努めてきたが、老朽化した施設が数多く存在していることから、危険箇所等の安全確保のための改修、長寿命化を図るための予防保全の実施など計画的に進めていく。

また、新たに誕生した「みどりスポーツパーク」が総合型スポーツクラブの拠点となることから、施設の効果的な運用とあわせ、市民のスポーツ活動への積極的な参加を促進する。

スポーツ合宿については、引き続き受入体制の充実を図り、道内外に情報提供を行うとともに、各種スポーツの全道・全国大会などの積極的な誘致と運営支援を行う。

### (3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

#### 持続的発展施策区分：8. 教育の振興

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
(1) 学校教育関連施設		
・校舎	小学校維持管理事業（校舎）	稚内市
	中学校維持管理事業（校舎）	稚内市
	稚内中学校整備事業	稚内市
・屋内運動場	小学校維持管理事業（屋内運動場）	稚内市
	中学校維持管理事業（屋内運動場）	稚内市
・教職員住宅	教員住宅整備事業	稚内市
・スクールバス・ポート	スクールバス整備事業	稚内市
・給食施設	学校給食センター管理運営事業	稚内市
(2) 幼稚園		
・幼稚園	子どものための教育給付費支給事業	民間
(3) 集会施設、体育施設等		
・体育施設	体育館維持管理事業	稚内市
	球場・球技場維持管理事業	稚内市
	スキー場維持管理事業	稚内市
	パークゴルフ場維持管理事業	稚内市
	庭球場維持管理事業	稚内市
	温水プール管理運営事業	稚内市
・その他	図書館維持管理事業	稚内市
	少年自然の家維持管理事業	稚内市
	青少年科学館管理運営事業	稚内市

	水族館施設維持管理事業	稚内市
(4) 過疎地域持続的発展特別事業		
・義務教育	遠距離通学費補助事業（小学校・中学校） 事業内容：遠距離通学の児童、生徒に対する通学費を補助 事業効果：保護者等の負担軽減と円滑な義務教育の実施	稚内市
	中学校各種大会出場補助事業 事業内容：中学校の各種大会出場に係る参加経費について補助 事業効果：参加生徒の保護者等の負担軽減、部活動の向上	稚内市
	学校給食地場産物提供事業 事業内容：学校給食の食材に地場産品を活用し提供 事業効果：地域ならではの食を通じ、郷土愛を育む	稚内市
	学校給食費助成事業 事業内容：市内小中学校に通う児童生徒の学校給食費の助成 事業効果：保護者負担軽減を図り、安定した学校給食の提供を図る	稚内市
・高等学校	稚内大谷高等学校振興費補助事業 事業内容：私立高等学校に対する運営費補助 事業効果：私学運営の健全性確保、修学上の経済負担軽減を図る	稚内市
	稚内市奨学金貸付事業 事業内容：市内高等学校の優秀な生徒に対する奨学資金貸付 事業効果：教育機会の均等、有能な人材育成に資する	稚内市
・生涯学習・スポーツ	生涯学習活動支援事業 事業内容：幅広い年齢層に対応した学習メニューの構築、実施 事業効果：生涯学習活動の推進、地域人材の育成	稚内市
	市民スポーツ活動促進事業 事業内容：年代別スポーツ教室、スポーツの普及、競技力向上など 事業効果：スポーツを通じた健康づくり、スポーツ人口の増加	稚内市
	日本最北端わっかない平和マラソン大会開催費補助事業 事業内容：フルマラソン等の大会開催に係る実行委員会補助 事業効果：交流人口の増加、市民の体力づくり	民間
	総合型地域スポーツクラブ補助事業 事業内容：総合型スポーツクラブの設立及び運営等に対する補助 事業効果：スポーツキャリアの育成、競技力向上、コミュニティ創出	民間
・その他	稚内市大学育英金支給事業 事業内容：市内大学の優秀な学生に対する育英金を給付 事業効果：教育機会の均等、有能な人材育成に資する	稚内市

育英館大学整備事業 事業内容：私立大学の教育施設整備に対する支援 事業効果：高等教育機関の管理運営保持による私学振興	稚内市
育英館大学修学支援事業 事業内容：市内大学の優秀な学生に対する修学資金の貸付 事業効果：教育機会の均等、有能な人材育成に資する	稚内市
稚内市子どもの未来応援奨学金支給事業 事業内容：大学等へ修学する学生の日本学生支援機構の貸与型奨学金の返済を支援する奨学金の給付 事業効果：教育機会の均等、有能な人材育成に資する	稚内市
青少年交流体験事業 事業内容：他都市の児童、生徒達との交流事業 事業効果：コミュニケーション能力の向上、意識変革など	稚内市
移動図書館運行事業 事業内容：車両による移動図書館の実施 事業効果：来館困難者のためのサービス向上、学校図書室との連携	稚内市
図書館活動事業 事業内容：図書に係る各種事業の実施 事業効果：図書の利活用の促進、利用者の拡大	稚内市
図書資料整備事業 事業内容：図書、郷土資料の収集、整備 事業効果：図書資料等の充実による生涯学習等の推進	稚内市

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### ① 公共施設

###### 【学校教育施設】

耐震診断の結果を踏まえ、耐震化を図るとともに、改築にあたっては最適な学校運営や教育活動につながるよう、児童・生徒数に見合った学校規模として、バリアフリー化や省エネルギー化等を積極的に取り入れ、地域の特色を生かした施設とするほか、地域の意見を踏まえて他の公共施設との複合化や義務教育学校の設置についても検討していく。その他の教育関連施設については、適正な維持管理を行い、既存施設を有効活用していく。

###### 【社会教育系施設】

老朽化により安全性に問題が生じる可能性も高いことから、施設の統合・整理も視野に入れつつ、適正な維持管理を行い、既存施設の有効活用を図っていく。また、効率的

で経済的な管理運営を進めていく。

#### 【スポーツ施設】

安全で快適なスポーツ活動の場として適切な管理運営を行うとともに、災害時の避難場所として指定されている施設も多いことから、「稚内市スポーツ施設整備計画」に基づき、老朽化への対応及び長寿命化を計画的に進め、市民ニーズを捉えたうえで、施設の廃止・統合、機能の充実等を進めていく。

## 9. 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本市の市街地は、東西方向に約 10 km以上と細長い市街地を形成していることが大きな特徴であり、古くからの市街地である北地区・中央地区、その後の開発構想により東地区・南地区で市街化が進み、郊外で市街地を形成する富士見地区や声問地区など、各地域は、その成り立ちや自然環境、歴史により異なる特性を持っている。

また、海岸線一帯には抜海、宗谷、東浦等の漁業集落が散在し、内陸部には増幌、沼川、勇知、曲渕等の農業集落が散在している。老朽家屋や空家が多く残っている地域もあるが、現在においては集落を移転する計画はない。

少子高齢化や価値観の変化により地域の連帯感が薄れつつある中、本市においては、地域住民が主体的に地域課題に取り組めるよう、様々な分野において地域づくりのための施策等を展開しているところであるが、将来にわたって地域が持続的に発展していくために、地域住民一人ひとりが地域コミュニティ活動の担い手となり、町内会・小中学校・企業などの多様な主体が協働し、活力ある地域社会を形成していくことが求められる。

### (2) その対策

#### ①「協働のまちづくり」の具体的な推進

本市のまちづくりを市民だけ、行政だけで行うことは限界にきており、市民と行政との役割分担を見直さなければならない時期にきていることから、今後は、町内会のみならず、ボランティア、NPO、各種団体、企業など市民と行政がこれまで以上に連携を深めながら、それぞれがお互いの立場を尊重し、有するノウハウ、能力を補完し合いながら、まちづくりを進めるための指針等を作成し、それに沿った協働のまちづくりを進める。

#### ②町内会活動等への支援

町内会活動を活発化させるため、必要な啓発と支援を行うとともに、地域集会所などの維持保全を図る。また、NPO やその他の市民活動に対して情報提供など必要な支援を行う。

③まちづくり委員会の強化・支援

一定の区域における住民が共有する課題の解決に向けて、まちづくり委員会が行政と協働で取り組む活動に対して、必要な支援を行うとともに、行政として、活動が積極的に行えるよう情報の提供や人の派遣などを行う。

④地域活動拠点センター機能の充実

地域住民により主体的に管理と運営を行い、多様なコミュニティ活動を推進し、その区域にふさわしい住民自治を進める拠点として、地域活動拠点センター機能の充実を進める。

⑤コミュニティを担う人材と組織の育成

コミュニティ活動に関連した学習会などを開催し、コミュニティ組織の育成を図るとともに、コミュニティ組織の人材育成や活動のリーダーを育成する研修会の充実に努める。特に、団塊の世代の参加促進を図るほか、市民と市職員が一緒にまちづくりを進める土壌をつくるため、両者が一緒に参加する研修の機会を提供する。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分：9. 集落の整備

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
(1) 過疎地域集落再編整備		
・集会所等施設	地域集会所等改修事業	稚内市
	コミュニティセンター管理運営事業	稚内市
(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
・集落整備	町内会活動支援事業 事業内容：町内会の活動支援 事業効果：地域コミュニティ基盤の持続的発展、地域づくり活動の促進	民間
	まちづくり委員会支援事業 事業内容：地域づくりのための活動及び課題解決に対する支援 事業効果：地域づくり等に対する市民の主体的な意識の醸成	民間

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

①公共施設

集会所については、これまで町内会への譲渡を検討してきたが、今後は近隣施設との統廃合や規模の縮小も含め検討していく。

## 10. 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ①芸術・文化活動

市民の芸術・文化活動の場となっている総合勤労者会館や地域活動拠点センター、平成30年(2018年)にオープンした生涯学習総合支援センターでは、日頃から様々なサークル活動が行われているほか、各種団体による会合や講座等が開催されており、本市の芸術・文化の拠点である総合文化センターでは、芸術・文化活動の成果を発表する場として、また、演劇等の様々な鑑賞機会の場として活用されている。

一方、少子高齢化の影響で各団体等の会員などが減少傾向にある中、意欲的に活動するサークルや団体も数多く、市民の芸術・文化活動参画への大きな原動力として期待される所であり、サークルや団体、各種活動の持続的な発展に向けた支援のあり方などについて、様々な施設機能の充実も踏まえ検討していく必要がある。

芸術・文化活動を行うサークルや団体、それらを支援する関係機関等と施設利用にあたっての意見交換や情報共有を深化させ、互いに知恵を出し合うなど、過去の成功体験に捉われない発想のもと、施設の有効活用を図っていくことが求められる。

#### ②文化遺産

本市には、豊かな自然と歴史的な文化財、北海道遺産など魅力的な特色ある財産が多数存在し、それらは市のシンボルや観光資源として活用されている。また北方記念館や旧瀬戸邸、平成30年(2018年)にオープンした稚内市樺太記念館では、市民のみならず、観光客も稚内の歴史を詳しく学ぶことができ、多くの方の貴重な学習の場となっている。

一方で、郷土の資源・財産の価値や各施設の機能や特性は、市民に十分に周知・理解されておらず、その有効活用が課題となっている。

価値ある郷土の資源と財産、歴史や文化を学ぶことができる各施設について、施設管理者や利用者との連携を深めることで、新たな価値や活用方法を見出すとともに、市内各所に点在する自然・文化財・施設等に一体感をもたせる工夫をするなど、幅広い年齢層や目的に応じた利活用が図られるよう、多角的視点からの検討が求められている。

### (2) その対策

#### ①芸術・文化活動

##### a. 文化振興のための団体及び指導者の養成・確保

個性豊かで多彩な地域文化の振興のため、指導者の養成・確保を図るとともに、文化関係団体、サークルなどの育成に努める。

##### b. 文化活動人口の増加と芸術・文化鑑賞機会の充実

自分達の手でつくりあげる市民参画型の舞台芸術活動の活性化を図るとともに、地域や学校教育の場などにおいて、子どもたちが芸術・文化や伝統芸能に接する機会の

充実を努め、市民ニーズや関係団体等との意見交換も踏まえながら、優れた芸術・文化鑑賞の機会の創出を促進し、芸術・文化活動人口の増加と活性化に繋げていく。

c. 文化活動施設の機能強化と有効活用

文化活動の拠点となる総合文化センターや生涯学習総合支援センターなどの施設の機能強化や設備等の充実を進めるとともに、既存施設の有効活用を図りながら、利用しやすい環境づくりに努める。

②文化遺産

a. 郷土の歴史を学ぶ資料の収集と活用

貴重な歴史的資料の収集を図るとともに、学習の基礎となるデータ提供や、教材となるテキストの作成等を行うことにより、誰もが本市について学ぶことができる環境づくりを進める。

また、資料の寄贈について広く市民に呼びかけ、収集・整理した資料を大切に保存・保管し、さらに市民や観光客などに本市の歴史や文化を知ってもらうため、北方記念館や旧瀬戸邸、樺太記念館などの施設に展示・公開するなど有効活用を図る。

稚内市や樺太に関する貴重な歴史的資料や文化財を後世に引き継ぐため、稚内市立図書館等とも連携し、関連情報の整理や集積、データ化を進めるなど、適切な保存保管を行う。

b. 市民への普及活動と学習団体への支援

子どもからお年寄りまでだれもが故郷に親しむことができるように、各種講演会の開催や様々な媒体による情報提供に努めるとともに、郷土学習サークルとの連携や支援を推進する。

c. 文化財の継続的な保護・保存

有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物や伝統的建造物群など、文化財に関する情報を整理・評価し、新たな指定、保護の強化、新規登録を推進する。また地域の各団体と連携し、文化財の保存、修復活動、伝統文化の継承を推進する。

d. 歴史及び文化遺産の積極的な活用

文化遺産の適切な保護・保存のもと、観光事業等への積極的な活用を図るため、旧瀬戸邸や樺太記念館等の資料館や歴史的建造物を開館し、市民・観光客に対して地域を学ぶ機会を創出するとともに、まちのPR等にも活用できるよう、各団体・各関係機関との連携を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分：10. 地域文化の振興等

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
(1) 地域文化振興施設等		
・地域文化 振興施設	総合文化センター維持管理事業	稚内市
	北方記念館管理事業	稚内市
(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
・地域文化 振興	稚内みなと南極まつり開催費補助事業 事業内容：歴史ある「みなと南極まつり」開催に係る補助 事業効果：市民活力の創出、郷土愛の醸成、観光コンテンツへの活用	民間
	稚内市歴史的建造物保全活動支援事業 事業内容：歴史的建造物の保全・管理・普及を目的とする活動への補助 事業効果：郷土の歴史・文化や歴史的建造物の継承	民間
	稚内市文化事業振興協議会事業費補助事業 事業内容：文化都市「稚内」を形成するための各種事業への補助 事業効果：市民の文化・芸術に触れる機会の創出、文化活動等の促進	民間
	稚内市文化振興育成補助事業 事業内容：文化団体に所属する児童、生徒の活躍を奨励、活動への支援 事業効果：文化、芸術活動を行う児童、生徒の育成と活動の促進	民間
	稚内市文化活動交流祭開催事業 事業内容：幼稚園、学校などによる郷土芸能などの発表、交流 事業効果：郷土芸能を通じた学校間交流、情操教育の推進	民間
	南中ソーラン全国交流祭開催事業 事業内容：全国から集まる各団体に「南中ソーラン」演舞の発表、交流 事業効果：郷土芸能を通じた地域間交流、情操教育の推進	民間

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

①公共施設

【文化施設】

指定管理者制度を導入し、効率・効果的な管理運営を行うとともに、施設老朽化に対する適正な維持管理を進め、宗谷圏域の芸術・文化活動の拠点施設として有効活用していく。

【社会教育施設】

老朽化により安全性に問題が生じる可能性も高いことから、施設の統廃合も視野にいれつつ、適正に維持管理を行い、既存施設の有効活用を図っていく。

## 11. 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

#### ①再生可能エネルギーの利活用

本市は全国の自治体に先駆けて風力発電等の再生可能エネルギーの導入等に取り組み、現在、市内には136基、約34万5千kwの風力発電施設が稼働している。

平成25年には、本市を含む道北地域が「特定風力集中整備地区」の指定を受け、令和5年4月に整備された送電網の商業運転が開始されるとともに、併せて建設が進められてきた風力発電施設についても令和7年2月にすべての稼働が開始された。風力発電施設のさらなる導入促進に向けては、継続して調査・検討を進めているが、送電網に空き容量がなく、その増強が課題となっている。

また、本市では再生可能エネルギーの地産地消に取り組んでおり、令和4年2月からは水道事業が所有する卒FIT風力発電施設で発電した電力を公共施設に供給する電力の自己託送を実施するとともに、令和7年4月からは地域エネルギー会社が地域内の再生可能エネルギーを調達して公共施設に供給している。今後、さらなる地産地消の拡大に向けては、地域内で利用できる再生可能エネルギーの確保に取り組んでいく必要がある。

加えて、冬期の冷たい風を活用した雪氷冷熱貯蔵施設に、本市「勇知地区」で栽培される「勇知いも（じゃがいも）」を保管することで糖度が上がり、その糖度の高さから、菓子店等から注目されており、「稚内ブランド」の認定を受けた逸品として、市内外から人気を集めている。さらに再生可能エネルギーを利活用した「食」のブランド化による本市への誘客や、特産品開発など、まちのにぎわいづくりに繋げる必要がある。

【風力発電施設の現況】

(単位：基・kw)

連番	名 称	操業開始	数量	設備容量
1	稚内風力発電所	平成10年・13年	4	2,300
2	稚内市水道事業風力発電所	平成12年	3	1,980
3	宗谷岬ウィンドファーム	平成17年	57	57,000
4	天北ウィンドファーム	平成30年	10	30,000
5	上勇知ウィンドファーム	令和5年	12	49,400
6	川南ウィンドファーム	令和5年	11	46,300
7	新さらきとまないウィンドファーム	令和5年	4	14,850
8	川西ウィンドファーム	令和6年	7	29,900
9	樺岡ウィンドファーム	令和6年	10	42,000
10	勇知ウィンドファーム	令和7年	18	72,200
	合 計		136	345,930

※令和7年11月1日現在。

資料：稚内市エネルギー対策課

#### ②人と自然が共生した環境社会の実現

地球温暖化やそれが起因とされる気候変動に伴う自然災害、異常気象の発生は、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしている。

本市は環境都市として、これまでも人と地球にやさしいまちづくりを進めており、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んできたほか、環境基本条例の制定、稚内市環境基本計画に基づく環境保全に取り組んでいる。

また、令和3年2月に、2050年の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言し、これまで取り組んできた地球温暖化対策を加速させ、環境に負荷をかけない社会環境が求められる中、市民一人ひとりの環境に対する意識の向上と、次世代により良い環境を引き継いでいくための具体的な行動が求められている。

## (2) その対策

### ①再生可能エネルギーの利活用

#### a. 送電網・風力発電の整備

本市は、特定風力集中整備地区として整備された送電網や風力発電施設により、国内でも有数の再生可能エネルギー供給基地となっており、引き続き、2050年のゼロカーボンシティの実現に向け、本市の風況が持つポテンシャルと日本海とオホーツク海に囲まれた地理的特性を最大限に活かした、洋上における風力発電施設の調査、導入の可能性について検討を進めるとともに、さらなる送電網強化の実現に向け、国や北海道、関係機関に対して要望等を行っていく。

#### b. 再生可能エネルギーの地産地消の推進

地域エネルギー会社と連携した再生可能エネルギーの地産地消の拡大に向けて、発電事業者などの関係機関との協議を継続して行い、地域特性を最大限に活かせる事業スキームの構築に取り組んでいく。

併せて、再生可能エネルギーを消費する需要家を拡大するため、大量の電力を消費するデータセンター等の誘致についても積極的に取り組んでいく。

#### c. 自律分散型エネルギー供給システムの確立による災害に強いまちづくり

風力発電やメガソーラー発電所の適正な管理を行い安定した電力の発電を維持するとともに、コジェネレーションなどのエネルギーを自立分散型で最適にマネジメントできる仕組みを調査研究し、災害時等に電力会社から電力が供給されない場合でも、自立して電気や熱を活用できる仕組みを検討する。

#### d. 再生可能エネルギーの他産業への活用

雪氷冷熱貯蔵施設を活用した「勇知いも」をモデルケースとし、再生可能エネルギーの他産業への利活用を図る。

### ②人と自然が共生した環境社会の実現

#### a. 環境に対する意識の醸成

環境学習や啓発活動を通じて環境問題に対する意識を醸成し、市民、事業者、学校、行政など地域社会全体としての取組を進める。

#### b. 省エネルギーの推進、エネルギー利用の最適化

ゼロカーボンシティの実現に向けて、市民生活や事業活動において実践できる省エネルギーへの取組を推進し、環境への負荷を低減するとともに、水や廃棄物などの良好な循環を保つ取組を地域社会全体で推進する。また、再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、家庭や事業所への省エネ設備導入を促進するため、省エネルギー家電の導入、省エネルギー診断の受診や高効率な設備等導入のための独自の補助制度の創設を検討する。

c. 脱炭素社会への転換

2050年の二酸化炭素排出量ゼロを目指し、地球温暖化防止対策として省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入拡大・利活用によって脱炭素社会への転換を図る。また、公共施設や公共灯のLED化整備のほか、公用車の更新時における電気自動車等の導入を進めるなど、二酸化炭素排出量削減に資する取組については早期着手に努める。

(3) 事業計画（平成8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分：11. 再生可能エネルギーの利用の推進

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
(1) 再生可能エネルギー利用施設		
・再生可能 エネルギー 施設	太陽光発電施設維持管理事業	稚内市
	稚内市水道事業風力発電所維持管理事業	稚内市
(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
・再生可能 エネルギー 利用	ゼロカーボン推進事業 事業内容：市民・事業者等の省エネルギー行動の推進等 事業効果：二酸化炭素排出量の抑制、市民の環境意識の向上	稚内市
	再生可能エネルギー推進事業 事業内容：再生可能エネルギー電力の地産地消の推進等 事業効果：二酸化炭素排出量の抑制、エネルギー代金の地域内経済循環	稚内市
(3) その他		
・省エネ	稚内港維持管理事業（LED化）	稚内市
	街路灯管理事業（街路灯設置助成金）	民間

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

①公共施設

太陽光発電施設等の再生可能エネルギー利用施設において、設備等の計画的な更新を行っていくとともに、適正な維持管理を進める。

## 12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### ①サハリンとの交流促進

本市は、古くから地理的特性を活かし、サハリンとの間で友好都市交流を中心とした市民交流や経済交流などを続けてきたが、それを長年にわたり支えてきた、本市とサハリンを結ぶ定期航路は令和元年（2019年）から休止となっている。

本定期航路については、本市のみならず、北海道とサハリン州の両地域においても必要不可欠な存在として、早期の再開が望まれており、今後は「ヒト」と「モノ」両面での需要創出など、再開に向けた関係者の連携した取組が求められる。

また、航路の再開を見据えつつ、これまで積み上げてきたサハリンとの関係を、地域の財産として次世代に継承し、さらに強化、発展させていくためにも、引き続き、官民一体となった地域間交流の取組を進めていく必要がある。なお、ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、地域間の各種交流は休止となっている（令和8年1月時点）。再開のめどが立ち次第、いつでも事業等を実施できるよう、準備を進めておくことが望まれる。

### (2) その対策

#### ①サハリンとの交流促進

##### a. サハリン定期航路の再開に向けた取組

定期航路再開に向けて、北海道など関係機関と連携し、「貨物」・「旅客」の両面から需要を創出するための取組を進める。

##### b. サハリンとの人的交流の促進

サハリンの友好都市等との間で様々な友好交流や研修事業などを実施し、相互理解やさらなる信頼関係の構築を図るとともに、市民の国際意識の醸成し、サハリンビジネスで活躍する人材の育成に繋げていく。

##### c. サハリンとの経済交流の促進

官民による連携はもちろんのこと、道北地域の連携を重視し、これまで以上にサハリンとの経済交流等を推進していくほか、稚内港を拠点とした物資の輸出入促進に向けた支援など、様々な取組を展開していく。

また、本市を起点とするサハリンビジネスの持続的な発展を目指し、サハリン事務所を核に官民一体となった情報収集と発信の強化に努める。

(3) 事業計画（平成8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分：12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
(1) 公共施設		
	日ロ友好会館運営事業	稚内市
(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
・サハリン交 流促進	日ロ定期フェリー関係事業 事業内容：定期航路再開や友好都市間の経済交流等に関する各種会議 事業効果：定期航路再開への諸課題の整理、情報交換及び対策立案など	民間
	サハリン貿易振興事業 事業内容：貨物船チャーター事業の実施 事業効果：サハリン間の物流維持、稚内港の利用促進	民間
	稚内日ロ経済交流協会事業費補助事業 事業内容：情報収集、調査研究等に対する支援 事業効果：民間レベルでの経済交流の推進、専門的人材の確保	民間
	ロシア人企業研修生受入事業費補助事業 事業内容：稚内商工会議所が実施するロシア人企業研修生の受入事業 事業効果：民間レベルでの交流促進、商取引への発展など	民間
	サハリン経済交流等推進事業 事業内容：道北6市によるサハリン物産展の開催、サハリンへの販路拡大 事業効果：航路再開に向けた需要促進、サハリンビジネスの創出	民間
・まちの賑わ い創出	結婚披露宴等開催支援事業 事業内容：結婚披露宴等を開催する夫婦に対する開催経費の支援 事業効果：結婚披露宴等の開催を通じたまちの賑わいの創出	民間

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

①公共施設

「日ロ友好会館」については、本市とサハリンとの友好交流を促進し、市民の国際感覚を育成するための施設として、適正な維持管理を行い、既存施設の有効活用を進める。

### 第3. 資料

#### 1. 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間の交流促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業		
	・移住・定住	人材確保対策事業 事業内容：U I J ターンによる首都圏等からの就業・定着者に対する支援 事業効果：移住・定住の推進、人手不足の解消など	稚内市
	・地域間交流	札幌市友好都市交流事業 事業内容：人的交流のほか産業や文化など多方面にわたる交流促進 事業効果：交流人口の拡大と経済発展 石垣市友好都市交流事業 事業内容：人的交流のほか産業や文化など多方面にわたる交流促進 事業効果：交流人口の拡大と経済発展	稚内市
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業		
	・第1次産業	酪農ヘルパー事業費補助事業 事業内容：農家に対するヘルパー派遣事業 事業効果：農休日の確保及び酪農の担い手確保	民間
		新規就農者支援事業費補助事業 事業内容：新たに農業を営もうる者に対して初期費用等の支援 事業効果：就農者、担い手の確保	稚内市
		稚内市グリーンパートナー推進協議会運営費補助事業 事業内容：農業後継者独身青年等の配偶者確保事業 事業効果：農業における後継者育成	民間
		資源育成強化対策事業費補助事業 事業内容：ウニ、ナマコ等の人工種苗生産及び放流試験 事業効果：水産資源の管理・増加	民間
	・商工業・6次産業化	中小企業振興助成事業 事業内容：中小企業や商店街が取り組む振興事業に対する支援 事業効果：中小企業の育成、経済の活性化	稚内市
		制度資金支援事業 事業内容：中小企業への融資斡旋ほか保証料等の補給 事業効果：中小企業の育成、経営の合理化による経済の活性化	稚内市
	・観光	観光振興事業 事業内容：観光客動態調査、観光施策の推進、受入基盤の強化 事業効果：魅力ある観光地の形成、満足度の向上	稚内市
		稚内観光協会補助事業 事業内容：稚内観光協会の運営等に対する補助金 事業効果：観光客の増加、関連事業者ホスピタリティ向上	民間
		誘致宣伝事業 事業内容：観光客誘致のためのプロモーション等の実施 事業効果：認知度向上、観光客の増加、リピート率の向上	稚内市
		稚内観光マイスター推進事業費補助事業 事業内容：観光に関する知識の講習会、検定試験の実施 事業効果：市民の観光客へのホスピタリティ向上、観光ガイド育成	民間
		コンベンション誘致推進事業 事業内容：コンベンション等の誘致、映画等の撮影支援 事業効果：交流人口の増加、プロモーション効果	稚内市
		わっかない氷雪の広場開催費補助事業 事業内容：冬・雪を活用したイベントの開催補助金 事業効果：例年の定期イベントとして冬期間の観光客誘致を促進	民間
		全国犬ぞり稚内大会開催費補助事業 事業内容：冬期間における犬ぞりレース開催に要する補助金 事業効果：冬期間の観光客誘致を促進、プロモーション効果	民間
		観光活性化促進事業 事業内容：通年での観光客誘致施策を実施 事業効果：関連事業者等の連携による高い誘客効果の実現	稚内市

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	
2 産業の振興	・観光	広域観光振興事業 事業内容：観光関連諸団体と連携し、広域的な観光誘客を実施 事業効果：エリア内での滞在時間の延長、観光消費額の拡大 合宿誘致推進事業費補助事業 事業内容：スポーツ合宿誘致のための補助金 事業効果：スポーツ合宿を通じた交流人口の拡大など	稚内市 民間	
		・その他	稚内ブランド推進事業 事業内容：地域の特産品等をブランド認定し、プロモーションを実施 事業効果：特産品等の販路等拡大、経済の活性化 水産振興制度資金支援事業 事業内容：水産業経営安定化の制度資金に係る利子等補給 事業効果：漁業経営等の近代化、安定化による持続的発展 労働者対策事業 事業内容：シルバー人材センターの運営等に対する補助等 事業効果：高齢者就業機会の確保、人材不足の解消など	民間 稚内市 民間
	3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業		
	・情報化	行政情報化事業 事業内容：庁内のデジタル化等の推進、セキュリティ対策の実施 事業効果：業務のDX、デジタル社会の実現 情報システム管理運営事業 事業内容：国のシステム統一化と連動したシステムの更新等 事業効果：住民の利便性向上、デジタル社会の実現	稚内市 稚内市	
		・デジタル技術活用	地域デジタル化推進事業 事業内容：住民の暮らし向上のためのデジタル技術活用 事業効果：住民の利便性向上、デジタル社会の実現	稚内市
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業			
	・公共交通	稚内市地域公共交通活性化協議会補助事業 事業内容：住民、交通事業者等による持続可能な公共交通の実施・検討 事業効果：持続可能な地域公共交通の構築 生活交通対策事業 事業内容：郊外住民の生活交通確保に係る交通事業者に対する補助金等 事業効果：住民及び観光客等に必要の交通手段の確保 宗谷本線活性化推進事業 事業内容：宗谷本線に対する市民等の意識醸成、利用促進 事業効果：宗谷本線の維持・存続	民間 稚内市 稚内市	
		・交通施設維持	道路橋梁維持管理事業 事業内容：日常生活に不可欠な道路橋梁の適切な維持管理 事業効果：道路交通の円滑化、安全性の向上、災害時の導線確保	稚内市
		5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	
・環境	不法投棄防止対策事業 事業内容：廃棄物の不適切処理・不法投棄を防止 事業効果：安全・安心な生活環境の確保	稚内市		
	・危険施設撤去	空き家対策事業 事業内容：居住環境を阻害している管理不全の空屋の除却 事業効果：市民と地域の安全確保、良好な生活環境の保全	稚内市	
	・防災・防犯	緊急告知防災ラジオ等維持管理事業 事業内容：災害時に緊急放送を受信するラジオ等の適正管理 事業効果：災害時の初動の迅速化、危険回避行動の向上 防災情報収集・伝達事務 事業内容：防災行政無線等の維持管理、市民への迅速な情報伝達など 事業効果：災害時における迅速、正確な情報伝達 FMわっかない放送事務 事業内容：行政情報の周知、災害時における緊急（割込）放送の実施 事業効果：世代による情報格差の解消	稚内市 稚内市 稚内市	
		住宅・建築物安全ストック形成事業 事業内容：住宅等の耐震診断及び耐震化改修費に対する補助 事業効果：耐震改修を促進し、住居等の安全性を確保	稚内市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	・防災・防犯	道路・河川大雨対策事業 事業内容：大雨被害に備えた予防保全対策、危険箇所等の監視 事業効果：大雨被害の解消と最小限化	稚内市
	・その他	まちなか居住推進事業 事業内容：郊外から市街地への居住誘導、コンパクトシティの実現 事業効果：中心市街地の賑わい創出	稚内市
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進	(3)過疎地域持続的発展特別事業		
	・児童福祉	地域子育て支援事業 事業内容：保育士による親子遊びの指導、子育て相談を実施 事業効果：育児不安の解消、同境遇の親同士の交流促進、虐待防止	稚内市
		保育所保護者負担助成事業 事業内容：保育料の負担軽減 事業効果：負担軽減を図り、2、3人目出産のきっかけづくりとする	稚内市
	・高齢者・障害者福祉	地域生活支援事業 事業内容：障害者等の日常生活、社会活動等への支援等 事業効果：地域での安心・安全な自立した生活に資する	稚内市
		外出支援事業 事業内容：寝たきり等でタクシー利用が困難な方の移動手段の確保 事業効果：通院、社会活動などの社会参加を促進	稚内市
		高齢者社会参加活動事業 事業内容：社会参加を促進するためバス乗車負担を軽減 事業効果：社会参加の促進と健康増進を図る。	稚内市
		高齢者入浴支援事業 事業内容：健康増進センター等の入浴料について負担軽減 事業効果：社会参加の促進と健康増進を図る。	稚内市
		緊急通報装置給付運営事業 事業内容：生活に支障のある単身高齢者世帯等への緊急通報装置設置 事業効果：急病や火災等の緊急時への対応強化	稚内市
		簡易型緊急通報装置給付運営事業 事業内容：生活不安のある単身高齢者世帯等への簡易通報装置の設置 事業効果：緊急時における対応強化、不安解消	稚内市
		・その他	稚内市社会福祉協議会運営費補助事業 事業内容：社会福祉協議会の運営等に対する補助金 事業効果：地域福祉の増進
民生児童委員活動支援事業 事業内容：民生委員、児童委員の活動支援 事業効果：委員の資質向上、活動の充実・強化	民間		
不妊治療費助成事業 事業内容：保険適用外の不妊治療経費に対する助成 事業効果：少子化の抑制、人口増加	稚内市		
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業		
	・民間病院	地域医療対策推進事業 事業内容：開業医誘致、救急医療の確保、市民主体の医療確保対策 事業効果：地域医療の確保、安心して豊かな生活の持続可能性の向上	稚内市
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業		
	・義務教育	遠距離通学費補助事業（小学校・中学校） 事業内容：遠距離通学の児童、生徒に対する通学費を補助 事業効果：保護者等の負担軽減と円滑な義務教育の実施	稚内市
		中学校各種大会出場補助事業 事業内容：中学校の各種大会出場に係る参加経費について補助 事業効果：参加生徒の保護者等の負担軽減、部活動の向上	稚内市
		学校給食地場産物提供事業 事業内容：学校給食の食材に地場産品を活用し提供 事業効果：地域ならではの食を通じ、郷土愛を育む	稚内市
		学校給食費助成事業 事業内容：市内小中学校に通う児童生徒の学校給食費の助成 事業効果：保護者負担軽減を図り、安定した学校給食の提供を図る	稚内市

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興	・高等学校	<p>種内大谷高等学校振興費補助事業</p> <p>事業内容：私立高等学校に対する運営費補助</p> <p>事業効果：私学運営の健全性確保、修学上の経済負担軽減を図る</p>	種内市
		<p>種内市奨学金貸付事業</p> <p>事業内容：市内高等学校の優秀な生徒に対する奨学金貸付</p> <p>事業効果：教育機会の均等、有能な人材育成に資する</p>	種内市
	・生涯学習・スポーツ	<p>生涯学習活動支援事業</p> <p>事業内容：幅広い年齢層に対応した学習メニューの構築、実施</p> <p>事業効果：生涯学習活動の推進、地域人材の育成</p>	種内市
		<p>市民スポーツ活動促進事業</p> <p>事業内容：年代別スポーツ教室、スポーツの普及、競技力向上など</p> <p>事業効果：スポーツを通じた健康づくり、スポーツ人口の増加</p>	種内市
		<p>日本最北端わっかない平和マラソン大会開催費補助事業</p> <p>事業内容：フルマラソン等の大会開催に係る実行委員会補助</p> <p>事業効果：交流人口の増加、市民の体力づくり</p>	民間
		<p>総合型地域スポーツクラブ補助事業</p> <p>事業内容：総合型スポーツクラブの設立及び運営等に対する補助</p> <p>事業効果：スポーツキャリアの育成、競技力向上、コミュニティ創出</p>	民間
		<p>種内市大学育英金支給事業</p> <p>事業内容：市内大学の優秀な学生に対する育英金を給付</p> <p>事業効果：教育機会の均等、有能な人材育成に資する</p>	種内市
	・その他	<p>育英館大学整備事業</p> <p>事業内容：私立大学の教育施設整備に対する支援</p> <p>事業効果：高等教育機関の管理運営保持による私学振興</p>	種内市
		<p>種内市子どもの未来応援奨学金支給事業</p> <p>事業内容：大学等へ修学する学生の日本学生支援機構の貸与型奨学金の返済を支援する奨学金の給付</p> <p>事業効果：教育機会の均等、有能な人材育成に資する</p>	種内市
		<p>青少年交流事業</p> <p>事業内容：他都市の児童、生徒連との交流事業</p> <p>事業効果：コミュニケーション能力の向上、意識変革など</p>	種内市
		<p>青少年交流体験事業</p> <p>事業内容：他都市の児童、生徒連との交流事業</p> <p>事業効果：コミュニケーション能力の向上、意識変革など</p>	種内市
		<p>移動図書館運行事業</p> <p>事業内容：車両による移動図書館の実施</p> <p>事業効果：来館困難者のためのサービス向上、学校図書室との連携</p>	種内市
		<p>図書館活動事業</p> <p>事業内容：図書に係る各種事業の実施</p> <p>事業効果：図書の利活用の促進、利用者の拡大</p>	種内市
		<p>図書資料整備事業</p> <p>事業内容：図書、郷土資料の収集、整備</p> <p>事業効果：図書資料等の充実による生涯学習等の推進</p>	種内市
		(2)過疎地域持続的発展特別事業	
9 集落の整備	・集落整備	<p>町内会活動支援事業</p> <p>事業内容：町内会の活動支援</p> <p>事業効果：地域コミュニティ基盤の持続的発展、地域づくり活動の促進</p>	民間
		<p>まちづくり委員会支援事業</p> <p>事業内容：地域づくりのための活動及び課題解決に対する支援</p> <p>事業効果：地域づくり等に対する市民の主体的な意識の醸成</p>	民間
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業		
	・地域文化振興	<p>種内みなと南極まつり開催費補助事業</p> <p>事業内容：歴史ある「みなと南極まつり」開催に係る補助</p> <p>事業効果：市民活力の創出、郷土愛の醸成、観光コンテンツへの活用</p>	民間
<p>種内市歴史的建造物保全活動支援事業</p> <p>事業内容：歴史的建造物の保全・管理・普及を目的とする活動への補助</p> <p>事業効果：郷土の歴史・文化や歴史的建造物の継承</p>		民間	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の振興等	・地域文化振興	種内市文化事業振興協議会事業費補助事業 事業内容：文化都市「種内」を形成するための各種事業への補助 事業効果：市民の文化・芸術に触れる機会の創出、文化活動等の促進	民間
		種内市文化振興育成補助事業 事業内容：文化団体に所属する児童、生徒の活躍を奨励、活動への支援 事業効果：文化、芸術活動を行う児童、生徒の育成と活動の促進	民間
		種内市文化活動交流祭開催事業 事業内容：幼稚園、学校などによる郷土芸能などの発表、交流 事業効果：郷土芸能を通じた学校間交流、情操教育の推進	民間
		南中ソーラン全国交流祭開催事業 事業内容：全国から集まる各団体で「南中ソーラン」演舞の発表、交流 事業効果：郷土芸能を通じた地域間交流、情操教育の推進	種内市
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業		
	・再生可能エネルギー利用	ゼロカーボン推進事業 事業内容：市民・事業者等の省エネルギー行動の推進など 事業効果：二酸化炭素排出量の抑制、市民の環境意識の向上	種内市
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(2)過疎地域持続的発展特別事業		
	・サハリン交流促進	日ロ定期フェリー関係事業 事業内容：定期航路再開や友好都市間の経済交流等に関する各種会議 事業効果：定期航路再開への諸課題の整理、情報交換及び対策立案など	民間
		サハリン貿易振興事業 事業内容：貨物船チャーター事業の実施 事業効果：サハリン間の物流維持、種内港の利用促進	民間
		種内日ロ経済交流協会事業費補助事業 事業内容：情報収集、調査研究等に対する支援 事業効果：民間レベルでの経済交流の推進、専門的人材の確保	民間
		ロシア人企業研修生受入事業費補助事業 事業内容：種内商工会議所が実施するロシア人企業研修生の受入事業 事業効果：民間レベルでの交流促進、商取引への発展など	民間
		サハリン経済交流等推進事業 事業内容：道北8市によるサハリン物産展の開催、サハリンへの販路拡大 事業効果：航路再開に向けた需要促進、サハリンビジネスの創出	種内市
	・まちの賑わい創出	結婚披露宴等開催支援事業 事業内容：結婚披露宴等を開催する夫婦に対する開催経費の支援 事業効果：結婚披露宴等の開催を通じたまちの賑わいの創出	民間

※上記に掲げた「過疎地域持続的発展特別事業」は、将来にわたって住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現と、持続的な地域（経済）の発展に向けて、必要かつ効果が期待できるソフト対策事業である。